

第百六十四回
国会

参議院厚生労働委員会会議録第二十八号

平成十八年六月十五日(木曜日)

午前十時一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 山下 英利君
理事 岸 宏一君
中村 博彦君
津田弥太郎君
円より子君
渡辺 孝男君

委員

阿部 正俊君
岡田 広君
坂本由紀子君
清水嘉与子君
武見 敬三君
中原 爽君
西島 英利君
藤井 基之君
水落 敏栄君
足立 信也君
朝日 俊弘君
家西 悟君
島田智哉子君
下田 敦子君
辻 泰弘君
森 ゆうこ君
山本 保君
小池 晃君
福島みずほ君

衆議院議員

厚生労働委員長

国務大臣

厚生労働大臣

川崎 二郎君

副大臣

厚生労働副大臣 中野 清君
厚生労働副大臣 赤松 正雄君

事務局側

常任委員会専門員 江口 勤君

本日の会議に付した案件

○社会保障及び労働問題等に関する調査

(精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案に関する件)

○戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○がん対策基本法案(衆議院提出)

○進行性化骨筋炎の難病指定に関する請願(第一三三〇号外一件)

○高校・大学生、青年の雇用と働くルールに関する請願(第三〇号外一件)

○患者負担増の反対、保険で安心してかかれる医療に関する請願(第三九号外二件)

○憲法第二十五条を守り、国民の命と暮らしを保障することにに関する請願(第四〇号外四件)

○青年の雇用確保に関する請願(第八〇号外一件)

○安全で行き届いた医療・介護の保障に関する請願(第一七六号外八件)

○老後を支える最低保障年金制度の実現に関する請願(第一二六号外一件)

○憲法第二十五条を守り、国民の命と暮らしの保障に関する請願(第二七〇号外一件)

○業者婦人の健康を守る施策等に関する請願(第二七九号外三件)

○安心できる介護制度など社会保障の拡充に関する請願(第二八二号)

○年金・医療等の制度改革に関する請願(第二九

一号)

○じん肺根絶に関する請願(第三四四号外一五件)

○患者・国民負担増計画の中止と保険で安心してかかれる医療に関する請願(第三二四号外二四件)

○三障害統合の美名の下に精神を含むすべての障害者に対する人権侵害の反対に関する請願(第四〇二号外一件)

○保育・児童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額に関する請願(第四一〇号外三七件)

○安心で行き届いた医療・介護に関する請願(第四四六号外九件)

○患者負担増計画の中止と保険で安心してかかれる医療に関する請願(第四六〇号外九三件)

○患者負担増への反対、保険で安心してかかれる医療に関する請願(第四八一号外二件)

○命と健康を奪う医療制度改革関連法案、患者負担増の反対に関する請願(第四九一号外四件)

○患者負担増の中止に関する請願(第五〇三三三三)

○保育を必要とする子供たちへの国からの補助に関する請願(第五二二二二二)

○パーキンソン病患者の療養生活上の諸問題救済策に関する請願(第五六八八八八)

○患者・国民負担増計画中止と保険で安心してかかれる医療に関する請願(第六一一一五五五)

○安心して透析を受けられる医療制度改革に関する請願(第六四四四四四)

○遺族年金の併給に関する請願(第七四七七)

○保育・児童保育・子育て支援施策拡充と予算の大幅増額に関する請願(第七七〇〇)

○新しい高齢者医療制度の創設に関する請願(第八五九九)

○無免許マッサージから国民を守る法改正に関する請願(第八六一一四八八)

○パートタイム労働者の均等待遇実現に関する請

願(第八八四四九件)

○男女が共に仕事と家庭を両立させ人間らしく働けるための男女雇用機会均等法の抜本改正に関する請願(第九三三四四九件)

○腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第九六九号外八六件)

○小規模作業所等成人障害者施策に関する請願(第一〇八九号)

○男女雇用機会均等法の改正に関する請願(第一一五七号外一七件)

○患者負担増計画中止と保険で安心してかかれる医療に関する請願(第一二七三三三三三三)

○男女雇用機会均等法等の抜本改正に関する請願(第一二九四四八八件)

○カネミ油症被害者の抜本的な恒久救済対策の完全実施に関する請願(第一三三三三三三三三三)

○障害者の福祉・医療サービスの利用に対する応益負担の中止に関する請願(第一三三三三三三三三三)

○難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策に関する請願(第一三三三三三三三三三)

○患者・国民負担増計画の中止、保険で安心してかかれる医療に関する請願(第一三三三三三三三三三)

○介護療養病床の全廃、医療療養病床の大幅削減に反対し、療養・介護の環境及びサービスの整備・拡充を行うことに関する請願(第一三三三三三三三三三)

○だれもが安心して良い医療を受けられるよう国民皆保険制度を守ることにに関する請願(第一四〇一三三三三三三)

○医療改善や庶民大増税をやめ最低保障年金制度を実現することに関する請願(第一四二五五五五五五五)

○一〇件

○助産所と自宅における出産の安全性の確保と支

の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案として本委員会から提出することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下英利君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

なお、本会議における趣旨説明の内容につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下英利君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山下英利君) 次に、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。川崎厚生労働大臣。

○国務大臣(川崎二郎君) ただいま議題となりました戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

戦傷病者等の妻等に対しては、その置かれた状況にかんがみ、これまで特別給付金として国債を支給してきたところでありますが、今回、これらの方々に改めて特別給付金を支給すること等とし、関係の法律を改正しようとするものであります。

以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正であります。これは、特別給付金国債の償還を終えた戦傷病者等の妻に対して、改めて特別給付金として額面百万円、十年償還の国債を支給すること等とするものであります。また、特別給付金国債の償還を終えたときに、夫たる戦傷病者等が平病死している場合、その妻に特別給付金として額面五万円、五年償還の国債を支給す

ることとしております。

第二は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正であります。これは、戦傷病者等の妻として支給を受けた特別給付金国債の償還を終えたときに、夫たる戦傷病者等の死亡により戦没者等の妻となつてゐる方に対して特別給付金を支給するものであります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(山下英利君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。——別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山下英利君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下英利君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山下英利君) 次に、がん対策基本法案を議題とし、提出者衆議院厚生労働委員長岸田文雄君から趣旨説明を聴取いたします。岸田文雄君。

○衆議院議員(岸田文雄君) ただいま議題となりましたがん対策基本法案について、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

んが国民の生命及び健康にとって重大な問題となつてゐる現状にかんがみ、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、がん対策を総合的かつ計画的に推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、がんの克服を目指し研究を推進するとともに、その成果を普及・活用し発展させること、がん患者がその居住する地域にかかわらず、科学的知見に基づく適切ながん医療を受けることができるようにすること等をがん対策の基本理念として定めること。

第二に、政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策推進基本計画を策定することとし、厚生労働大臣は、基本計画の案の作成に当たり、関係行政機関の長と協議するとともに、がん対策推進協議会の意見を聴くものとする。

また、都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするともに、都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、都道府県がん対策推進計画を策定するものとする。

第三に、基本的施策として、がんの予防の推進、がん検診の質の向上等のために必要な施策を講ずること、がんの専門医等の育成、拠点となる病院や連携協力体制の整備、がん患者の療養生活の質の維持向上及びがん医療に関する情報の収集提供体制の整備等のために必要な施策を講ずること、並びに、がん研究の促進、がん医療を行う上で特に必要性が高い医薬品・医療機器の早期の承認に資する環境整備のために必要な施策を講ずることを定めること。

第四に、厚生労働省に、がん対策推進基本計画の案の作成に際し意見を聴くため、がん患者等を代表する者、がん医療に従事する者及び学識経験者から構成されるがん対策推進協議会を設置すること。

なお、この法律は、平成十九年四月一日から施行すること。

以上が、本案の提案理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(山下英利君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。——別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

がん対策基本法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山下英利君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、津田君から発言を求められておりますので、これを許します。津田弥太郎君。

○津田弥太郎君 私は、ただいま可決されましたがん対策基本法案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党及び社会民主党・護憲連合の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

がん対策基本法案に対する附帯決議(案) がんが日本人の死亡原因の三十一パーセントに上り、年間三十万人以上もの患者が命を失つてゐる現状にかんがみ、国を挙げて「がんとの闘い」に取り組むとの意志を明確にするとともに、がん対策基本法の制定をもって、我が国のがん医療を改善する契機とするため、政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、本法により創設される「がん対策推進協議会」については、政府の策定する「がん対策推進基本計画」の立案に積極的に関与する機関であるとの位置づけにのっとり、その機能が十分に発揮できるよう配慮すること。その際、がん医療に関連する他の検討会等との役

割分担や連携の強化にも努めること。

二、「がん対策推進基本計画」については、「健康フロンティア戦略」及び「がん対策推進アクションプラン二〇〇五」において、平成二十六年までの十年間に「五年生存率を二十パーセント改善する」との目標が確認されていることを踏まえ、関係府省との連携の下、速やかに策定すること。

三、「がん対策推進協議会」の委員構成については、がん患者が初めてがん医療の政策立案過程に参画できるようになったことの意義を重く受け止め、がん患者の意向が十分に反映されるよう配慮すること。

四、がん医療に関する情報提供については、がん患者が医療機関を選択する際に役立つよう、各がん専門医療機関の専門分野、専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の数や設備の状況などの医療機能情報、患者の視点に立つて適切に提供される体制を整えること。

五、がんの治療法に関する情報については、手術療法、放射線療法、化学療法その他のがんの治療法についての最新の情報を、できる限り平易な言葉で国民に提供する体制を整えること。

六、病状、治療方法等について、患者が医師等の説明を理解し、納得した上で治療法の選択ができるよう、正確かつ適切な情報提供の推進、セカンドオピニオン外来・医療相談室の拡充に努めること。あわせて、セカンドオピニオンを受けるために必要な診療状況を示す文書やデータ等の提供について、患者の求めに応じて迅速かつ適切に対応するよう、医療機関に周知徹底を図ること。

七、がん専門医等の養成と配置については、がん治療の水準向上のために確保すべき外科医、放射線腫瘍医、腫瘍内科医、病理医、麻酔医などの医師その他の医療従事者の養成や常勤での配置、並びに新たな診断機器や治療

機器等の開発、配備等の諸課題を検討するた
め、厚生労働省、文部科学省等の関係府省に
よる連絡調整を随時行い、その協議内容を「がん
対策推進協議会」に報告すること。

八、放射線療法及び化学療法については、がん
医療における重要性が高まってきていること
を踏まえ、卒前教育、卒後の臨床研修の各段
階において、適切な教育、研修が行われるよう、
必要な措置を講ずるとともに、これらの
分野に関する人材の育成と専門的な教育研究
体制の充実を図ること。また、放射線療法の
品質管理が十分に行われるよう、適切な措置
を講ずるとともに、あわせて、専門的な人材
の育成に努めること。

九、がん専門医の研修については、国立がんセ
ンター等におけるがん専門医育成のための研
修コースを拡充するとともに、効果的な研修
を可能とするための方策を検討し、必要な措
置を講ずること。

十、がん医療においてもチーム医療による対応
の必要性が増していることにかんがみ、看護
師、薬剤師、診療放射線技師等のコメディカ
ル・スタッフの専門的知識、技術の習得が促
進されるよう、必要な措置を講ずること。

十一、地域におけるがん医療の充実について
は、医療計画におけるがん診療体制の整備に
関して、地域の医療機関が、それぞれの診療
レベルに応じて機能分担し、連携を強化する
ことによつて、質の高いがん医療を適切に提
供できる体制を整えること。

十二、緩和ケアについては、がん患者の生活の
質を確保するため、緩和ケアに関する専門的
な知識及び技能を有する医療従事者の育成に
努めるとともに、自宅や施設においても、適
切な医療や緩和ケアを受けることができる体
制の整備を進めること。

十三、がん治療に係る新薬及び新規医療機器の
承認については、海外で使用されながら日本
国内では未承認のために使用できない抗がん

剤等の医薬品及び医療機器について、早期に
使用できるよう、多施設共同研究の推進や、
有効性・安全性に関する審査の迅速化など、
なお一層の促進策を講ずること。

十四、抗がん剤の保険適用について、認められ
ている効能以外のがんにも有用性が認めら
れ、薬事法上の承認を得た場合は直ちに保険
適用とすること。

十五、DPC（診断群分類別包括評価）対象病
院の拡大に伴って、最善の医療を提供できな
くなることがないよう、診療内容を検証する
とともに、適正な診療報酬の設定に努めるこ
と。

十六、がん登録については、がん罹患患者数・罹
患率などの疫学的研究、がん検診の評価、が
ん医療の評価に不可欠の制度であり、院内が
ん登録制度、地域がん登録制度の更なる推進
と登録精度の向上並びに個人情報保護を徹
底するための措置について、本法成立後、検
討を行い、所要の措置を講ずること。

十七、予防・早期発見体制の充実については、
がんの早期発見のための知識や予防法の普及
を図ること。また、最新の知見に基づき有効
性が高いと認められるがん検診を地域におけ
る検診の項目に位置づけること。

十八、がん検診については、最新の診断機器の
効率的利用や撮影技師の技能向上等により、
早期発見率を向上させるとともに、がん検診
の事後評価を推進すること。

十九、がんをはじめとする生活習慣病の予防を
推進するため、革新的ながんの予防について
の研究の促進及びその成果の活用、喫煙が健
康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及
を図るほか、喫煙者数の減少に向け、たばこ
に関するあらゆる健康増進策を総合的に実施
すること。

右決議する。
以上でございます。
何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。
○委員長（山下英利君） ただいま津田君から提出
されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま
す。
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）
○委員長（山下英利君） 全会一致と認めます。
よつて、津田君提出の附帯決議案は全会一致を
もつて本委員会の決議とすることに決定いたしま
した。

ただいまの決議に対し、川崎厚生労働大臣から
発言を求められておりますので、この際、これを
許します。川崎厚生労働大臣。

○国務大臣（川崎二郎君） ただいま御決議のあり
ました本法案に対する附帯決議につきましては、
その趣旨を十分尊重し、努力してまいりる所存で
ございます。

○委員長（山下英利君） なお、審査報告書の作成
につきましても、これを委員長に御一任願いたい
と存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山下英利君） 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長（山下英利君） 次に、請願の審査を行いま
す。
第一三号進行性化骨筋炎の難病指定に関する請
願外千三百四十二件を議題といたします。

これらの請願につきましては、理事会において
協議の結果、第九六九号腎疾患総合対策の早期確
立に関する請願外八十六件及び第一三六一号難
病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的
対策に関する請願外八十件はいずれも採択すべき
ものにして内閣に送付するを要するものとし、そ
の他の請願はいずれも保留することになりました。
以上のとおり決定することに御異議ございませ
んか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八八八号(第二二八八九号)(第二二八九〇号)(第二二八九一号)(第二二八九二号) 一、無免許マッサージから国民を守る法改正に関する請願(第二二八九三号)(第二二八九四号)(第二二八九五号)(第二二八九六号)(第二二八九七号)(第二二八九八号)(第二二八九九号)(第二二九〇〇号)(第二二九〇一号) 一、安全・安心の医療と看護の実現に関する請願(第二二九〇二号) 一、患者負担増計画の中止と保険で安心してかかる医療に関する請願(第二二九〇三号)(第二二九〇四号)(第二二九〇五号) 一、介護療養病床の全廃、医療療養病床の大幅削減に反対し、療養・介護の環境及びサービスの整備・拡充を行うことに関する請願(第二二九〇六号)(第二二九〇七号) 一、医療改革法案の撤回と医療の充実に関する請願(第二二九〇八号)(第二二九〇九号) 一、患者負担増計画中止と保険で安心してかかる医療に関する請願(第二二九一〇号)(第二二九一一号)(第二二九一二号) 一、患者負担増の反対、保険で安心してかかる医療に関する請願(第二二九一〇号) 一、患者・国民負担増計画中止、保険で安心してかかる医療に関する請願(第二二九一二号) 一、患者負担増計画の中止と保険で安心してかかる医療に関する請願(第二二九一二号) 一、患者・国民の願いである安心で行き届いた医療の確立に関する請願(第二二九一三号) 一、療養病床の廃止・削減及び患者負担増の反対に関する請願(第二二九一四号)(第二二九一五号) 一、いつでもどこでもだれでも医療にかかれる優れた医療制度を守り拡充することに関する請願(第二二九一六号) 一、患者・国民負担増計画の中止と保険で安心してかかる医療に関する請願(第二二九一七号) 一、無年金の在日外国人障害者・高齢者の救済	一、小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願(第二二九一八号) 一、難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策に関する請願(第二二九三〇号)(第二二九三一号) 一、患者・国民負担増計画中止と保険で安心してかかる医療に関する請願(第二二九三二号) 一、介護療養病床の全廃、医療療養病床の大幅削減に反対し、療養・介護の環境及びサービスの整備・拡充を行うことに関する請願(第二二九三三号) 一、無免許マッサージから国民を守る法改正に関する請願(第二二九四〇号)(第二二九四一号)(第二二九四二号) 一、無年金の在日外国人障害者・高齢者の救済に関する請願(第二二九四三号) 一、小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願(第二二九四五号) 一、患者負担増計画中止と保険で安心してかかる医療に関する請願(第二二九四六号) 一、無免許マッサージから国民を守る法改正に関する請願(第二二九四七号)(第二二九四八号) 一、難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策に関する請願(第二二九四九号) 一、ゆーめいと雇用を守り、労働条件の改善を行うことに関する請願(第二二九五五号)(第二二九五六号) 一、難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策に関する請願(第二二九六七号) 一、無免許マッサージから国民を守る法改正に関する請願(第二二九六八号)(第二二九六九号)(第二二九七〇号) 一、患者負担増への反対と保険で安心してかかる医療に関する請願(第二二九七一号) 一、患者・国民の願いである安心で行き届いた医療の確立に関する請願(第二二九七二号) 一、公的医療保険での十分な医療保障に関する請願(第二二九七三号)	一、パーキンソン病患者の療養生活上の諸問題救済策に関する請願(第二二九七四号) 一、小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願(第二二九七五号) 一、進行性化骨筋炎の難病指定に関する請願(第二二九七六号)(第二二九七七号) 一、公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願(第二二九七八号) 一、医療費負担増反対、患者負担の軽減に関する請願(第二二九八一号) 一、進行性化骨筋炎の難病指定に関する請願(第二二九八二号) 一、患者・国民負担増計画中止と保険で安心してかかる医療に関する請願(第二二九八三号) 一、無免許マッサージから国民を守る法改正に関する請願(第二二九八五号) 一、患者負担増計画の中止と保険で安心してかかる医療に関する請願(第二二九八六号) 一、小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願(第二二九八七号)(第二二九八八号) 一、公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願(第二二九八九号) 一、小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願(第二二九九五号)(第二二九九六号)(第二二九九七号) 一、無免許マッサージから国民を守る法改正に関する請願(第二二九九八号)(第二二九九九号) 一、難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策に関する請願(第三〇〇〇号)(第三〇〇一号) 一、進行性化骨筋炎の難病指定に関する請願(第三〇〇二号)(第三〇〇三号) 一、患者負担増の反対、保険で安心してかかる医療に関する請願(第三〇〇四号) 一、はり灸治療の健康保険適用の拡大に関する請願(第三〇〇五号) 一、カネミ油症被害者の抜本的な恒久救済対策	の完全実施に関する請願(第三〇〇七号) 一、無免許マッサージから国民を守る法改正に関する請願(第三〇一五号)(第三〇一六号)(第三〇一七号) 一、医療改革法案の撤回と医療の充実に関する請願(第三〇一八号) 一、療養病床の廃止・削減及び患者負担増の反対に関する請願(第三〇一九号) 一、患者・国民負担増計画の中止及び保険で安心してかかる医療に関する請願(第三〇二〇号) 一、進行性化骨筋炎の難病指定に関する請願(第三〇二二号)(第三〇二三号) 一、患者負担増への反対と保険で安心してかかる医療に関する請願(第三〇二三号) 一、患者負担増反対、保険で安心してかかる医療に関する請願(第三〇二四号) 一、小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願(第三〇二五号)(第三〇二六号) 一、難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策に関する請願(第三〇二七号)(第三〇二八号) 一、患者負担増計画の中止と保険で安心してかかる医療に関する請願(第三〇二九号) 一、患者・国民の願いである安心で行き届いた医療の確立に関する請願(第三〇三二号) 一、患者負担増計画中止と保険で安心してかかる医療に関する請願(第三〇三三三号)(第三〇三三四号)(第三〇三三五号) 一、介護療養病床の全廃、医療療養病床の大幅削減に反対し、療養・介護の環境及びサービスの整備・拡充を行うことに関する請願(第三〇三七七号)(第三〇三八八号)(第三〇三九号)(第三〇四〇号)
---	--	--	---

三三九〇号)	一、公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願(第三三九二号)(第三三九三号)(第三三九四号)(第三三九五号)(第三三九六号)(第三三九七号)(第三三九八号)(第三三九九号)	一、サービス利用の制限や負担増など介護保険の改善に反対し、改善を行うことに関する請願(第三三〇〇号)	一、小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願(第三三〇一号)(第三三〇二号)(第三三〇三号)(第三三〇四号)(第三三〇五号)(第三三〇六号)(第三三〇七号)(第三三〇八号)(第三三〇九号)	一、最低賃金の時間額千円以上への引上げと全国一律最低賃金の法制化に関する請願(第三三二〇号)	一、小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願(第三三三九号)(第三三四〇号)	一、公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願(第三三四一号)(第三三四二号)(第三三四三号)	一、無免許マッサージから国民を守る法改正に関する請願(第三三四四号)	一、無年金の在日外国人障害者・高齢者の救済に関する請願(第三三四五号)	一、カネミ油症被害者の抜本的な恒久救済対策の完全実施に関する請願(第三三四六号)(第三三五五号)(第三三五六号)(第三三五七号)	一、公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願(第三三五八号)(第三三五九号)(第三三六〇号)	一、命と健康を奪う医療制度改革関連法案、患者負担増の反対に関する請願(第三三六一号)	一、患者負担増計画中止と保険で安心してかかる医療に関する請願(第三三六二号)	一、療養病床の廃止・削減及び患者負担増の反対に関する請願(第三三六三号)	一、患者負担増への反対と保険で安心してかかる医療に関する請願(第三三六四号)														
三三九〇号)	一、小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願(第三三七七号)(第三三七八号)(第三三七九号)(第三三八〇号)	一、無免許マッサージから国民を守る法改正に関する請願(第三三八一号)	一、無年金の在日外国人障害者・高齢者の救済に関する請願(第三三八二号)	一、患者負担増への反対と保険で安心してかかる医療に関する請願(第三三八三号)	一、公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願(第三三八四号)	一、小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願(第三三九一号)	一、だれでも保険で安心してかかる医療に関する請願(第三三九二号)	一、患者負担増計画の中止と保険で安心してかかる医療に関する請願(第三三九三号)	一、患者・国民負担増計画中止と保険で安心してかかる医療に関する請願(第三三九四号)	一、介護療養病床の全廃、医療療養病床の大幅削減に反対し、療養・介護の環境及びサービスの整備・拡充を行うことに関する請願(第三三九五号)	一、医療改革法案の撤回と医療の充実に関する請願(第三三九六号)	一、患者・国民負担増計画の中止及び保険で安心してかかる医療に関する請願(第三三九七号)	一、公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願(第三三九八号)	一、無免許マッサージから国民を守る法改正に関する請願(第三三九九号)(第三四〇〇号)(第三四〇一号)	一、小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願(第三四〇二号)	一、患者負担増計画の中止と保険で安心してかかる医療に関する請願(第三四〇三号)	一、患者負担増計画の中止と保険で安心してかかる医療に関する請願(第三四〇四号)	一、患者負担増計画の中止と保険で安心してかかる医療に関する請願(第三四〇五号)										
三三九〇号)	一、医療費負担増反対、患者負担軽減に関する請願(第三四〇六号)	一、患者負担増計画中止と保険で安心してかかる医療に関する請願(第三四〇七号)	一、介護療養病床の全廃、医療療養病床の大幅削減に反対し、療養・介護の環境及びサービスの整備・拡充を行うことに関する請願(第三四〇八号)	一、医療改革法案の撤回と医療の充実に関する請願(第三四〇九号)	一、療養病床の廃止・削減及び患者負担増の反対に関する請願(第三四一〇号)	一、サービス利用の制限や負担増など介護保険の改善に反対し、改善を行うことに関する請願(第三四一一号)	一、てんかんを持つ人の医療と福祉の向上に関する請願(第三四一二号)	一、患者負担増計画の中止と保険で安心してかかる医療に関する請願(第三四一三号)	一、障害者の福祉・医療サービスの利用に対する応益負担の中止に関する請願(第三四二〇号)(第三四二一号)(第三四二二号)(第三四二三号)(第三四二四号)(第三四二五号)(第三四二六号)(第三四二七号)(第三四二八号)	一、介護療養病床の全廃、医療療養病床の大幅削減に反対し、療養・介護の環境及びサービスの整備・拡充を行うことに関する請願(第三四二九号)	一、小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願(第三四三〇号)	一、患者・国民負担増計画中止と保険で安心してかかる医療に関する請願(第三四三三三号)	一、いつでもどこでもだれでも医療にかかれる優れた医療制度を守り拡充することに関する請願(第三四三四号)	一、無年金の在日外国人障害者・高齢者の救済に関する請願(第三四三五号)														
第二八七六号	平成十八年六月七日受理																											
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願	請願者 札幌市北区北十三条西三ノ二ノ二	二 木崎直生 外七百名	紹介議員 小川 勝也君	この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。	第二八七七号 平成十八年六月七日受理	小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願	請願者 滋賀県彦根市八坂町七三一	江畑 幹子 外九百九十九名	紹介議員 浜田 昌良君	この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。	第二八七八号 平成十八年六月七日受理	無年金の在日外国人障害者・高齢者の救済に関する請願	請願者 大阪府枚方市北楠葉町三ノ一〇	山田和彦 外四百九十九名	紹介議員 浜田 昌良君	この請願の趣旨は、第二一五六号と同じである。	第二八八〇号 平成十八年六月七日受理	いつでもどこでもだれでも医療にかかれる日本の優れた医療制度を守り拡充することに関する請願	請願者 京都市中京区御前通松原下ル	木村敏之 外四千九百四十一名	紹介議員 福山 哲郎君	次の事項について実現を図られたい。	一、保険証一枚で医療が受けられる世界一の医療制度を破壊し、患者・国民と自治体に負担と責任を押し付ける医療制度改革関連法案の審議を中止すること。	二、国民の誰もが、安心して医療を受けられるよう、国の責任で必要な医療を保障すること。	第二八八六号 平成十八年六月七日受理	小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願	請願者 広島市安佐北区真亀二ノ八ノ一〇	畠山拓自 外九百九十九名

紹介議員 溝手 顕正君
この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第二八八七号 平成十八年六月七日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 青森県上北郡野辺地町宇田川尻
八 相内一正 外九百九十九名

紹介議員 山崎 力君
この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第二八八八号 平成十八年六月七日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 群馬県前橋市二之宮町一、二九七
ノ二 曾根孝祥 外九百九十九名

紹介議員 富岡由紀夫君
この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第二八八九号 平成十八年六月七日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 大阪府吹田市原町一ノ二三ノ八
小倉友子 外千九百九十九名

紹介議員 谷川 秀善君
この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第二八九〇号 平成十八年六月七日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 奈良県宇陀市室生区大野九六一ノ
一 木村守年 外九百九十九名

紹介議員 山本 孝史君
この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第二八九一号 平成十八年六月七日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 滋賀県彦根市野良田町一四八ノ三
滝本進 外九百九十九名

紹介議員 小林 元君
この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第二八九二号 平成十八年六月七日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 富山県黒部市堀切一、五四五 谷
林ゆかり 外二千六十九名

紹介議員 広野ただし君
この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第二八九三号 平成十八年六月七日受理
無免許マッサージから国民を守る法改正に関する
請願

請願者 栃木県鹿沼市下材木町一、三六二
ノ六 大久保正孝 外四名

紹介議員 矢野 哲朗君
この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第二八九四号 平成十八年六月七日受理
無免許マッサージから国民を守る法改正に関する
請願

請願者 東京都品川区東五反田二ノ一五ノ
六ノ四〇二 西原清松 外二千七
百名

紹介議員 朝日 俊弘君
この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第二八九五号 平成十八年六月七日受理
無免許マッサージから国民を守る法改正に関する
請願

請願者 山形県天童市老野森二八三ノ五
松田吉男 外二千七百一名

紹介議員 阿部 正俊君
この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第二八九六号 平成十八年六月七日受理
無免許マッサージから国民を守る法改正に関する
請願

請願者 埼玉県所沢市寿町一三ノ六 大口
俊徳

紹介議員 山根 隆治君
この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第二八九七号 平成十八年六月七日受理
無免許マッサージから国民を守る法改正に関する
請願

請願者 東京都江戸川区清新町二ノ八ノ一
ノ二〇二 滝修 外二千七百名

紹介議員 中原 爽君
この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第二八九八号 平成十八年六月七日受理
無免許マッサージから国民を守る法改正に関する
請願

請願者 東京都葛飾区西亀有一ノ一ノ三ノ
二〇三 稲垣実 外二千七百名

紹介議員 水落 敏栄君
この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第二八九九号 平成十八年六月七日受理
無免許マッサージから国民を守る法改正に関する
請願

請願者 埼玉県富士見市針ヶ谷二ノ三三ノ
二ノ二〇三 細沼修 外二千七百
名

紹介議員 渡辺 孝男君
この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第二九〇〇号 平成十八年六月七日受理
無免許マッサージから国民を守る法改正に関する
請願

請願者 東京都中央区明石町五ノ一九ノ
一、六〇二 佐々木愛 外二千七
百名

紹介議員 円 より子君
この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第二九〇一号 平成十八年六月七日受理
無免許マッサージから国民を守る法改正に関する
請願

請願者 埼玉県川越市宮元町五二ノ三六
平野力三 外二千七百名

紹介議員 島田智哉子君
この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第二九〇二号 平成十八年六月七日受理
安全・安心の医療と看護の実現に関する請願
請願者 大阪府大阪狭山市西山台六ノ五ノ
一〇 西村猛 外二百四十八名

紹介議員 小林美恵子君
医療事故をなくし、安全・安心で行き届いた医
療・看護を実現するためには、医療従事者がゆと
りと誇りを持って働き続けられる職場づくりが不
可欠である。しかし、医療現場はかつてなく過酷
になっており、医師や看護師等の不足が深刻化し
ている。看護職員は仕事に追い回されて疲れ果て、
「十分な看護が提供できていない」という回答は一
割にも届かず、四分の三が辞めたいと思っている
ほどである。欠員を直ちに補充するとともに、大
幅増員を実現することが求められている。過酷な
労働実態を改善するため、夜勤日数の上限規制な
どの法整備が必要である。安全・安心のコスト保
障が必要であり、診療報酬などによる財政的な裏
付けが求められている。

ついては、次の事項について実現を図られたい。
一、医師・看護師など医療従事者を大幅に増員す
ること。
二、看護職員の配置基準を、夜間は患者一〇人に
対して一人以上、日勤時は患者四人に対して一
人以上とするなど、抜本的に改善すること。
三、夜勤日数を月八日以内に規制するなど、「看
護職員確保法」等を改正すること。

第二九〇三号 平成十八年六月七日受理
患者負担増計画の中止と保険で安心してかかる
医療に関する請願

請願者 新潟市天野一ノ八ノ一二 水吉久
男 外一万二千五百八十三名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第二九〇四号 平成十八年六月七日受理
患者負担増計画の中止と保険で安心してかかれる医療に関する請願
請願者 福島県喜多方市松山町鳥見山字街道西五、〇一五ノ一〇四 池亀英世 外一万二千五百八十三名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第二九〇五号 平成十八年六月七日受理
患者負担増計画の中止と保険で安心してかかれる医療に関する請願
請願者 東京都大田区東矢口二ノ六ノ二五 村上三敏 外一万二千五百八十三名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第二九〇六号 平成十八年六月七日受理
介護療養病床の全廃、医療療養病床の大幅削減に反対し、療養・介護の環境及びサービスの整備・拡充を行うことに関する請願
請願者 大阪府寝屋川市中木田町三六ノ二ノ五〇三 吉岡弘 外四千二十八名

紹介議員 小林美恵子君
この請願の趣旨は、第一三九九号と同じである。

第二九〇七号 平成十八年六月七日受理
介護療養病床の全廃、医療療養病床の大幅削減に反対し、療養・介護の環境及びサービスの整備・拡充を行うことに関する請願
請願者 愛知県一宮市浅野青石二八ノ三ノ二〇五 藤嶋英治 外千三百五十二名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一三九九号と同じである。

第二九〇八号 平成十八年六月七日受理

医療改革法案の撤回と医療の充実に関する請願
請願者 横浜市内戸塚区上倉田町一、八〇三ノ五 梅津邦夫 外三十名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一七二〇号と同じである。

第二九〇九号 平成十八年六月七日受理
医療改革法案の撤回と医療の充実に関する請願
請願者 愛知県岩倉市八剣町江迎二四ノ九 丹羽桂 外七百四十名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一七二〇号と同じである。

第二九一〇号 平成十八年六月七日受理
患者負担増計画の中止と保険で安心してかかれる医療に関する請願
請願者 和歌山市紀三井寺一、四六七ノ一 四 西森千加 外六百六名

紹介議員 大江 康弘君
この請願の趣旨は、第一一七三号と同じである。

第二九一一号 平成十八年六月七日受理
患者負担増計画の中止と保険で安心してかかれる医療に関する請願
請願者 愛知県瀬戸市品野町四ノ一〇〇 柴田温三 外六百九十六名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一一七三号と同じである。

第二九一二号 平成十八年六月七日受理

に関する請願
請願者 名古屋市中昭和区川名町二ノ三八 服部哲雄 外三百九名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第二九二二号 平成十八年六月七日受理
患者・国民負担増計画の中止、保険で安心してかかれる医療に関する請願
請願者 山形県天童市交り江四ノ六ノ三ノ四〇一 鈴木佳子 外千六百八十九名

紹介議員 工藤堅太郎君
この請願の趣旨は、第二五四一号と同じである。

第二九二二号 平成十八年六月七日受理
患者負担増計画の中止と保険で安心してかかれる医療に関する請願
請願者 愛知県北名古屋市二子曙六四ノ七 久保田武 外七百二十七名

紹介議員 大塚 耕平君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第二九二三号 平成十八年六月七日受理
患者・国民の願いである安心で行き届いた医療の確立に関する請願
請願者 東京都国立市東三ノ一三ノ一四 大谷内申 外八名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一九三九号と同じである。

第二九二四号 平成十八年六月七日受理

療養病床の廃止・削減及び患者負担増の反対に関する請願
請願者 愛知県大山市天神町二ノ三二 小林武 外三百四十三名

紹介議員 大塚 耕平君
この請願の趣旨は、第二二六〇号と同じである。

第二九二六号 平成十八年六月七日受理
いつでもどこでも医療にかかれる優れた医療制度を守り拡充することに関する請願
請願者 京都市伏見区桃山町泰長老一二六ノ三 藤林春雄 外一万三千七百八十九名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第二五一八号と同じである。

第二九二七号 平成十八年六月七日受理
患者・国民負担増計画の中止と保険で安心してかかれる医療に関する請願
請願者 熊本県上益城郡御船町豊秋二、七五三ノ七四 藤本洋子 外九百七名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第三六四号と同じである。

第二九二八号 平成十八年六月七日受理
無年金の在日外国人障害者・高齢者の救済に関する請願
請願者 滋賀県大津市本宮二ノ一八ノ一六 吉山真紀子 外四百九十九名

紹介議員 山口那津男君
この請願の趣旨は、第二二五六号と同じである。

第二九二九号 平成十八年六月七日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 茨城県筑西市一本松八七四 荒木成 外三千三百九十九名

紹介議員 風間 昶君

この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第二九三〇号 平成十八年六月七日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策に関する請願

請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目

柳弘子 外八百三十六名

紹介議員 風間 昶君

第二九三一号 平成十八年六月七日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策に関する請願

請願者 北海道釧路市柳町六ノ二三 堀良生 外一万千六百六十八名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二三六一号と同じである。

第二九三二号 平成十八年六月七日受理

患者・国民負担増計画中止と保険で安心してかかる医療に関する請願

請願者 名古屋市中区堀場岡町一ノ七ノ一ノ四ノ五一〇 羽根克明 外千四十

紹介議員 大塚 耕平君

この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

第二九三三号 平成十八年六月七日受理

介護療養病床の全廃、医療療養病床の大幅削減に反対し、療養・介護の環境及びサービスの整備・拡充を行うことに関する請願

請願者 愛知県北名古屋市二子曙六ノ四ノ七 久保田武 外千四百七十七名

紹介議員 大塚 耕平君

この請願の趣旨は、第二三九九号と同じである。

第二九四〇号 平成十八年六月七日受理

無免許マッサージから国民を守る法改正に関する請願

請願者 静岡県掛川市千羽二、四七六ノ二

西田進 外二千七百名

紹介議員 坂本由紀子君

この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第二九四一号 平成十八年六月七日受理

無免許マッサージから国民を守る法改正に関する請願

請願者 東京都荒川区西尾久四ノ六ノ四ノ四一六 沢根浩 外二千七百名

紹介議員 西島 英利君

この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第二九四二号 平成十八年六月七日受理

無免許マッサージから国民を守る法改正に関する請願

請願者 静岡県焼津市本町四ノ八ノ二二三 石上哲夫 外二千七百名

紹介議員 藤本 祐司君

この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第二九四三号 平成十八年六月七日受理

無年金の在日外国人障害者・高齢者の救済に関する請願

請願者 神奈川県大和市西鶴間一ノ二二ノ一六 比留川康弘 外四百九十九

紹介議員 草川 昭三君

この請願の趣旨は、第二二五六号と同じである。

第二九四五号 平成十八年六月七日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 愛知県一宮市開明字新田沼三ノ一 杉本玲子 外九百九十九名

紹介議員 草川 昭三君

この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

療に関する請願

請願者 奈良市西大寺東町一ノ一ノ二二三ノ

一〇二 藪本慎和 外四千五百八十三名

紹介議員 前田 武志君

この請願の趣旨は、第一一七三号と同じである。

第二九四七号 平成十八年六月七日受理

無免許マッサージから国民を守る法改正に関する請願

請願者 東京都墨田区八広五ノ二六ノ三

平井久子 外二千三百九十八名

紹介議員 保坂 三蔵君

この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第二九四八号 平成十八年六月七日受理

無免許マッサージから国民を守る法改正に関する請願

請願者 東京都豊島区南大塚二ノ三六ノ一ノ七七八 織田洋 外二千七百名

紹介議員 清水嘉子君

この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第二九四九号 平成十八年六月七日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策に関する請願

請願者 新潟市花町二、〇五八 石山玲子 外二千八百八名

紹介議員 黒岩 宇洋君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第二九六五号 平成十八年六月七日受理

ゆうメイトの雇用を守り、労働条件の改善を行うことに関する請願

請願者 東京都江東区大島一ノ三七ノ二ノ九〇四 相浦道雄 外千二百九十

第二九六六号 平成十八年六月七日受理

ゆうメイトの雇用を守り、労働条件の改善を行うことに関する請願

請願者 千葉市花見川区幕張町一ノ一五〇

内藤勝年 外二千七十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一七〇七号と同じである。

第二九六七号 平成十八年六月七日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策に関する請願

請願者 宮崎市東大宮一ノ八ノ一一 川越末博 外九百九十九名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第二九六八号 平成十八年六月七日受理

無免許マッサージから国民を守る法改正に関する請願

請願者 東京都豊島区北大塚二ノ一七ノ四ノ二〇三 東郷進 外二千七百名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第二九六九号 平成十八年六月七日受理

無免許マッサージから国民を守る法改正に関する請願

請願者 奈良市平松一ノ四ノ九 島田尚志 外二千七百名

紹介議員 家西 悟君

この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第二九七〇号 平成十八年六月七日受理

無免許マッサージから国民を守る法改正に関する請願

請願者 鹿児島市宇宿一ノ四〇ノ二ノ三三 瀬野浦祐矩 尾辻 秀久君

この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第二九七一号 平成十八年六月七日受理

患者負担増への反対と保険で安心してかかれる医療に関する請願

請願者 長野県松本市平田東三ノ一八ノ三

三 佐久間剛 外百九十六名

紹介議員 北澤 俊美君

健保三割負担などにより、受診を控える人が増えているが、政府は、二〇〇六年の医療改革で患者負担を更に引き上げようとしている。

ついで、国庫負担の増額など医療保険に対する国の責任を強く求めるとともに、次の事項について実現を図りたい。

一、健保三割負担を二割に戻すなど患者負担を軽減すること。

二、高齢者の窓口負担、食費・部屋代などの患者負担を増やさないこと。また保険料の引上げを行わないこと。

三、国民健康保険の患者負担を軽減し、保険料を引き下げる。

四、医療保険制度への国の責任を都道府県等に転嫁しないこと。

五、混合医療の拡大はやめ、必要な医療は医療保険で給付すること。

六、医師・看護師の増員や医療の質の安全性が確保できるように医療保険給付を改善すること。

第二九七二号 平成十八年六月七日受理

患者・国民の願いである安心で行き届いた医療の確立に関する請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村河野六、五

五ノ一 小椋正敏 外九十七名

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第一九三九号と同じである。

第二九七三号 平成十八年六月七日受理

公的医療保険での十分な医療保障に関する請願

請願者 川崎市中原区丸子通二ノ六七五ノ

一一 藤井英次 外六百二十九名

紹介議員 浅尾慶一郎君

受診をためらわされる患者負担の増加政策(医療制度関連法案)は、病気の早期発見・早期受診を妨げ、病状悪化や重症化により医療費の増加を招く。

ついで、医療・医学の進歩を取り入れ、必要な医療を保障する公的医療保険の原点(憲法第二

五条)に戻り、国の財政責任を強めるとともに、次の事項について実現を図りたい。

一、等しく国民に医療を保障するのは国の責任であることを踏まえ、公的医療保険の責任を地方自治体に押し付けないこと。

二、患者負担増による現在の医療制度改革を改め、国庫負担を増やすことにより、窓口負担引上げや保険対象外の拡大などを中止すること。

第二九七四号 平成十八年六月七日受理

パーキンソン病患者の療養生活上の諸問題救済策に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市緑が浜二ノ一

〇ノ一、〇〇二 黒澤君夫 外六百七十四名

紹介議員 浅尾慶一郎君

この請願の趣旨は、第五六八号と同じである。

第二九七五号 平成十八年六月七日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市杭瀬北新町一ノ一四

ノ八 光永富士 外千四百五名

紹介議員 浅尾慶一郎君

この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第二九七六号 平成十八年六月七日受理

進行性化骨筋炎の難病指定に関する請願

請願者 沖縄県石垣市石垣四七ノ二〇二

東迎哲展 外二百九十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第二九七七号 平成十八年六月七日受理

進行性化骨筋炎の難病指定に関する請願

請願者 沖縄県中頭郡北中城村安谷屋九六

一 佐藤充好 外二百九十九名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第二九七八号 平成十八年六月七日受理

公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願

請願者 横浜市南区三春台一九ノ三〇八

岡部拓也 外二千五百五十六名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第二三三四号と同じである。

第二九八一号 平成十八年六月七日受理

医療費負担増反対、患者負担の軽減に関する請願

請願者 愛知県北名古屋市二子曙六四ノ七

久保田武 外六千六百七十四名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二一九三三号と同じである。

第二九八二号 平成十八年六月七日受理

進行性化骨筋炎の難病指定に関する請願

請願者 沖縄県浦添市西原五ノ四九ノ三ノ

二〇一 當間隆夫 外二百九十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第二九八三号 平成十八年六月七日受理

患者・国民負担増計画中止と保険で安心してかかれる医療に関する請願

請願者 愛知県江南市山尻町本丸西二三

柳田佳奈 外百八十名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

第二九八五号 平成十八年六月八日受理

無免許マッサージから国民を守る法改正に関する請願

請願者 東京都大田区西蒲田七ノ三二ノ九

ノ二〇二 青木正雄

紹介議員 中川 雅治君

この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第二九八六号 平成十八年六月八日受理

患者負担増計画の中止と保険で安心してかかれる医療に関する請願

請願者 名古屋市中区大須三ノ三一ノ一〇

ノ五ノA 前田孝之 外千六百五十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第二九八七号 平成十八年六月八日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 高知県四万十市中村大橋通七ノ八

ノ一五 谷陽 外千九百九十九名

紹介議員 広田 一君

この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第二九八八号 平成十八年六月八日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 札幌市西区八軒九条東四丁目 堀

田美千子 外七百名

紹介議員 小川 勝也君

この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第二九八九号 平成十八年六月八日受理

公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願

請願者 福岡県福岡市花見が丘一ノ六ノ一

五ノ五〇一 北原美香 外二百四十九名

紹介議員 神本美恵子君

この請願の趣旨は、第二三三四号と同じである。

第二九九五号 平成十八年六月八日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 新潟市西名目所四、〇七七ノ一二

九 佐藤由喜恵 外千九百九十九

名

紹介議員 渡辺 秀央君

この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第二九九六号 平成十八年六月八日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 大阪生野区勝山北五ノ二ノ二四

大山千里 外九百九十八名

紹介議員 魚住裕一郎君

この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第二九九七号 平成十八年六月八日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 岩手県奥州市水沢区佐倉河字北館

九 菊地司 外九百九十九名

紹介議員 主演 了君

この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第二九九八号 平成十八年六月八日受理

無免許マッソージから国民を守る法改正に関する請願

請願者 神戸市垂水区上高九ノ一ノ一

〇 山本正樹 外千九百九十九名

紹介議員 辻 泰弘君

この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第二九九九号 平成十八年六月八日受理

無免許マッソージから国民を守る法改正に関する請願

請願者 神戸市東灘区魚崎北町八ノ一ノ二

四 善積進

紹介議員 谷合 正明君

この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第三〇〇〇号 平成十八年六月八日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策に関する請願

請願者 岩手県盛岡市松園一ノ一六ノ一六

下村政夫 外二千名

紹介議員 主演 了君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第三〇〇一号 平成十八年六月八日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策に関する請願

請願者 鳥取県米子市車尾二ノ一八ノ三二

角田洋子 外二千六百三十八名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第三〇〇二号 平成十八年六月八日受理

進行性化骨筋炎の難病指定に関する請願

請願者 沖縄市登川三ノ七ノ二一 永山悟

外二百九十九名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第三〇〇三号 平成十八年六月八日受理

進行性化骨筋炎の難病指定に関する請願

請願者 沖縄市安慶田五ノ二ノ四七 松本

忠 外三百名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第三〇〇四号 平成十八年六月八日受理

患者負担増の反対、保険で安心してかかれる医療に関する請願

請願者 大阪府和泉市いぶき野五ノ三ノ三

ノ三〇二 佐藤浩史 外四千七十

四名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第三九三九号と同じである。

第三〇〇五号 平成十八年六月八日受理

はり灸治療の健康保険適用の拡大に関する請願

請願者 京都市上京区仁和寺街道御前通東

入二二八 上嶋道子 外四百九十

四名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第一四九四号と同じである。

第三〇〇七号 平成十八年六月八日受理

カネミ油症被害者の抜本的な恒久救済対策の完全実施に関する請願

請願者 埼玉県川口市東内野五ノ三ノ三

村 松幹雄 外百八十三名

紹介議員 大田 昌秀君

この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第三〇一五号 平成十八年六月八日受理

無免許マッソージから国民を守る法改正に関する請願

請願者 大分市雄城台住宅地六組ノ一 梶

原悟 外二千七百名

紹介議員 足立 信也君

この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第三〇一六号 平成十八年六月八日受理

無免許マッソージから国民を守る法改正に関する請願

請願者 福岡市南区井尻一ノ九ノ二二 筑

紫城治

紹介議員 吉村剛太郎君

この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第三〇一七号 平成十八年六月八日受理

無免許マッソージから国民を守る法改正に関する請願

請願者 仙台市泉区将監九ノ三ノ一ノ二〇

二 山田幹夫

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第三〇一八号 平成十八年六月八日受理

医療改革法案の撤回と医療の充実に関する請願

請願者 神戸市兵庫区浜山通一ノ一ノ一二

ノ一〇八 東俊哉 外二百二十六

名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一七二〇号と同じである。

第三〇一九号 平成十八年六月八日受理

療養病床の廃止・削減及び患者負担増の反対に関する請願

請願者 大阪府浪速区幸町一ノ二ノ三三

住江憲男 外九百十六名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二二六〇号と同じである。

第三〇二〇号 平成十八年六月八日受理

患者・国民負担増計画の中止及び保険で安心してかかれる医療に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市崇徳院三ノ四二 古

木隆 外六十四名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。

第三〇二一号 平成十八年六月八日受理

進行性化骨筋炎の難病指定に関する請願

請願者 埼玉県草加市栄町二ノ八ノ一六ノ

八〇二 松村孝子 外三百五名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第三〇二二号 平成十八年六月八日受理

進行性化骨筋炎の難病指定に関する請願

請願者 沖縄県那覇市古波蔵三ノ三ノ二〇

新里泰子 外二百九十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第三〇二三号 平成十八年六月八日受理

患者負担増への反対と保険で安心してかかれる医療に関する請願

請願者 神戸市西区持子一ノ八四 足立美佐子 外七百二名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二九七一号と同じである。

第三〇二四号 平成十八年六月八日受理

患者負担増反対、保険で安心してかかれる医療に関する請願

請願者 大阪市城東区野江一ノ二ノ三 高本英司 外千二百五十四名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一五九六号と同じである。

第三〇二五号 平成十八年六月八日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 福岡県春日市須玖北九ノ九七ノ三 松尾俊介 外千九百九十九名

紹介議員 福本 潤一君

この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三〇二六号 平成十八年六月八日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 京都府舞鶴市字下安久六七ノ四三 西澤心 外二千九百九十九名

紹介議員 築瀬 進君

この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三〇二七号 平成十八年六月八日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策に関する請願

請願者 愛媛県西条市丹原町願連寺五七七 一ノ一 戸田信通 外九千九百九十四名

紹介議員 福本 潤一君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第三〇二八号 平成十八年六月八日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市雀の宮六ノ三ノ五 〇 藤屋初美 外三千百二十二名

紹介議員 築瀬 進君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第三〇二九号 平成十八年六月八日受理

患者負担増計画の中止と保険で安心してかかれる医療に関する請願

請願者 東京都八王子市大楽寺町五九九ノ六 杉田重夫 外二万三千百十六名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第三〇三〇号 平成十八年六月八日受理

だれもが安心して良い医療を受けられるよう国民皆保険制度を守ることに関する請願

請願者 北海道釧路市文苑四ノ二八ノ八 池田金造 外五名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一四〇一号と同じである。

第三〇三一号 平成十八年六月八日受理

患者・国民の願いである安心で行き届いた医療の確立に関する請願

請願者 東京都府中市府中町二ノ一四ノ一 〇ノ六〇一 細川正見 外十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一九三九号と同じである。

第三〇三二号 平成十八年六月八日受理

患者負担増計画の中止と保険で安心してかかれる医療に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市戸祭台二九ノ一七 戸村光宏 外七百九十七名

紹介議員 谷 博之君

この請願の趣旨は、第一一七三号と同じである。

第三〇三三号 平成十八年六月八日受理

患者負担増計画の中止と保険で安心してかかれる医療に関する請願

請願者 東京都三鷹市大沢六ノ一〇ノ五 会田美恵子 外二万二千八百六十六名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第三〇三四号 平成十八年六月八日受理

患者負担増計画の中止と保険で安心してかかれる医療に関する請願

請願者 千葉市花見川区浪花町一三 不破春枝 外二万二千八百六十六名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第三〇三五号 平成十八年六月八日受理

患者負担増計画の中止と保険で安心してかかれる医療に関する請願

請願者 群馬県藤岡市立石一、二二五ノ一 小倉英樹 外二万二千五百四十六名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第三〇三七号 平成十八年六月八日受理

介護療養病床の全廃、医療療養病床の大幅削減に反対し、療養・介護の環境及びサービスの整備・拡充を行うことに関する請願

請願者 東京都西東京市西原町一ノ二ノ二 〇四一四 種村初江 外五千九百二十四名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一三九九号と同じである。

第三〇三八号 平成十八年六月八日受理

介護療養病床の全廃、医療療養病床の大幅削減に反対し、療養・介護の環境及びサービスの整備・拡充を行うことに関する請願

請願者 岡山県真庭市多田九三 藤木徹 外千二百九十一名

紹介議員 糸数 慶子君

拡充を行うことに関する請願

請願者 北海道室蘭市中央町三ノ五ノ七 池弘美 外五千九百二十四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一三九九号と同じである。

第三〇三九号 平成十八年六月八日受理

介護療養病床の全廃、医療療養病床の大幅削減に反対し、療養・介護の環境及びサービスの整備・拡充を行うことに関する請願

請願者 山形県鶴岡市黒川大杉川原四八九 石塚建夫 外七千四百七十七名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一三九九号と同じである。

第三〇四〇号 平成十八年六月八日受理

介護療養病床の全廃、医療療養病床の大幅削減に反対し、療養・介護の環境及びサービスの整備・拡充を行うことに関する請願

請願者 埼玉県三郷市彦成四ノ一ノ四ノ二 〇三 高橋勝義 外五千九百二十四名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一三九九号と同じである。

第三〇四一号 平成十八年六月八日受理

患者負担増計画の中止と保険で安心してかかれる医療に関する請願

請願者 茨城県つくば市中菅間一、一四六 片岡明人 外七十二名

紹介議員 小林 元君

この請願の趣旨は、第一一七三号と同じである。

第三〇四四号 平成十八年六月八日受理

ゆーメイトの雇用を守り、労働条件の改善を行うことに関する請願

請願者 岡山県真庭市多田九三 藤木徹 外千二百九十一名

紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第一七〇七号と同じである。

第三〇五九号 平成十八年六月八日受理

カネミ油症被害者の抜本的な恒久救済対策の完全実施に関する請願

請願者 長崎県五島市岐宿町岐宿二、四二五 山口都嗣子 外九十九名

紹介議員 家西 悟君

この請願の趣旨は、第一三二九号と同じである。

第三〇六二号 平成十八年六月八日受理

カネミ油症被害者の抜本的な恒久救済対策の完全実施に関する請願

請願者 長崎県五島市上太津町三二四 吉田銀次 外九十九名

紹介議員 下田 敦子君

この請願の趣旨は、第一三二九号と同じである。

第三〇六五号 平成十八年六月八日受理

カネミ油症被害者の抜本的な恒久救済対策の完全実施に関する請願

請願者 長崎県五島市富江町狩立一、二八四ノ三 久貝久美子 外九十九名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一三二九号と同じである。

第三〇六八号 平成十八年六月八日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策に関する請願

請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目早出三津枝 外八百九十七名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第一三六二号と同じである。

第三〇六九号 平成十八年六月八日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 京都府与謝郡与謝野町明石二、三九一 小谷勝己 外三千二百九十七名

紹介議員 松井 孝治君

この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三〇七〇号 平成十八年六月八日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 京都府舞鶴市字小倉三〇三ノ二一 高水間淑子 外三千九百九十九名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三〇七一号 平成十八年六月八日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 新潟市中山七ノ二五ノ九ノ一〇一 宮川功 外三千九百九十九名

紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三〇七二号 平成十八年六月八日受理

最低賃金の時間額千円以上への引上げと全国一律最低賃金の法制化に関する請願

請願者 東京都調布市深大寺東町四ノ三四ノ二ノ二〇三 高木正英 外五万七千九百九十九名

紹介議員 小池 晃君

賃金水準が年々低下しており、取り分けパート・臨時、請負、派遣などで働く労働者の賃金は正社員に比べて極めて低く、憲法で保障された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」(憲法第二五条)を奪われている労働者が少なくない。労働条件は「人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならぬ」(労働基準法第一条と定められ、それを保障するだけの賃金水準を確保するために最低賃金が定められている。しかし、今の最低賃金額は、低い地方では六〇〇円台、高い地方でも七〇〇円台に抑えられている。これでは、フルタイムとして働いても月収九、一二万円程度にしかならず、健康で文化的な生活を支えることはできない。年々増加するパートタイムや臨時など時間給労働者と、フルタ

イム労働者の賃金・労働条件の格差は正、男女差別撤廃、均等待遇実現のために最低賃金の引上げは重要である。今の最低賃金制度は、金額が低すぎる以外にも、全国的に一貫した仕組みでないために、他の所得保障制度(生活保護制度や年金制度、民生活再法など)や、下請単価・工賃、米価・自家消費などの整合性が取れていない。賃金の社会的底支えをする最低賃金額を引き上げ、労働者・国民の生活改善で景気の安定を図ると同時に、国民生活の最低保障を支えるナショナルミマムの基軸としての全国一律最低賃金制度の法制化が求められている。

ついては、次の事項について実現を図りたい。
一、今の地域別最低賃金を、時間額一、〇〇〇円以上、日額七、四〇〇円以上、月額一五万円以上に引き上げ、地域間格差を解消すること。
二、全国一律の最低賃金制度を法制化し、ナショナルミマム(国民生活の最低保障の基軸とすること。最低賃金は非課税とすること。
三、家内労働者の最低賃金を大幅に引き上げるとともに、毎年改定すること。また、未適用の家内労働者の業種を新設すること。
四、産業別最低賃金制度は廃止しないこと。

第三〇七三号 平成十八年六月八日受理

医療改革法案の撤回と医療の充実に関する請願

請願者 東京都練馬区下石神井三ノ二五ノ四 上原恵美子 外二百五十三名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一七二〇号と同じである。

第三〇七四号 平成十八年六月八日受理

患者負担増計画中止と保険で安心してかかる医療に関する請願

請願者 長野県諏訪郡下諏訪町四、二九七ノ五 名取佐代子 外千八百六十七名

紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第一一七三号と同じである。

第三〇七五号 平成十八年六月八日受理

医療改革法案の撤回と窓口負担の引下げに関する請願

請願者 新潟県加茂市寿町九ノ一〇 青柳春樹 外二百六十七名

紹介議員 森 ゆうこ君

高齢者は増税に直面している。二〇〇六年に高齢者控除の廃止、公的年金控除の見直し、定率減税の見直し、高齢者非課税措置の廃止が行われるため、所得税、住民税の増税はもとより、国保税(料)や介護保険料の大幅な引上げに直結する。小泉内閣が提出した医療改革関連法案は、高齢者の窓口負担を三割現役並みの所得者、七〇歳から七五歳未満は二割に引き上げ、後期高齢者には一割の保険料を課す。一方、政府・与党は、現在二五万床ある医療保険の療養病床を二〇一二年までに一五万床に削減するとともに介護保険の療養病床一三万床を全廃する法案を国会に提出した。介護保険の療養病床は満床状態で、特別養護老人ホームでは入所待機者数が三八万人と言われている。高齢化が進む中での病床の削減・廃止は、医療や介護を必要とする高齢者から療養する場を奪うものであり、介護難民、医療難民を生み出すことになる。介護療養病床の廃止、医療療養病床の大幅削減を行う法案の内容は撤回し、長期療養、慢性期療養の施設ケアについて再検討を求める。

ついては、次の事項について実現を図りたい。
一、高齢者の窓口負担増、保険料の引上げをやめ、窓口負担を引き下げる。
二、介護療養病床の廃止、医療療養病床の大幅削減を行わないこと。高齢化の進展に対応した長期療養、慢性期療養の病床を確保すること。

第三〇七六号 平成十八年六月八日受理

無免許マッサージから国民を守る法改正に関する請願

請願者 新潟市亀田中島一ノ二ノ二 木村文正

紹介議員 森 ゆうこ君
この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第三〇七七号 平成十八年六月八日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策に関する請願
請願者 新潟県岩船郡神林村大字新飯田一六五 竹内美津子 外千九百十七名
紹介議員 森 ゆうこ君
この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第三〇七八号 平成十八年六月八日受理
助産所と自宅における出産の安全性の確保と支援に関する請願
請願者 札幌市白石区南郷通二丁目南五ノ七 近藤紫野 外四百三十五名
紹介議員 森 ゆうこ君
この請願の趣旨は、第一四六八号と同じである。

第三〇七九号 平成十八年六月八日受理
総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願
請願者 東京都調布市深大寺北町七ノ一九ノ六 徳丸忠晃 外六百七十二名
紹介議員 森 ゆうこ君
この請願の趣旨は、第一七八二号と同じである。

第三〇八〇号 平成十八年六月八日受理
てんかんを持つ人の医療と福祉の向上に関する請願
請願者 新潟市善道町一ノ二ノ九 増田留吉 外千五百十一名
紹介議員 森 ゆうこ君
この請願の趣旨は、第二三六八号と同じである。

第三〇八一号 平成十八年六月八日受理
患者負担増中止に関する請願
請願者 埼玉県南埼玉郡白岡町新白岡一ノ八ノ一九 竹腰隆樹 外二百六十

八名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一四九七号と同じである。

第三〇八二号 平成十八年六月八日受理
無免許マッサージから国民を守る法改正に関する請願
請願者 東京都板橋区高島平一ノ一四ノ一 塚本依津子 外二千七百七名
紹介議員 中村 博彦君
この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第三〇八三号 平成十八年六月八日受理
患者負担増計画中止と保険で安心してかかれる医療に関する請願
請願者 仙台市青葉区本町二ノ一六ノ三ノ六F 清水達雄 外二千七百三十九名
紹介議員 大石 正光君
この請願の趣旨は、第一一七三三号と同じである。

第三〇八四号 平成十八年六月八日受理
療養病床の廃止・削減及び患者負担増の反対に関する請願
請願者 仙台市青葉区本町二ノ一六ノ三ノ六F 清水達雄 外七百八十五名
紹介議員 大石 正光君
この請願の趣旨は、第二二六〇号と同じである。

第三〇八五号 平成十八年六月八日受理
患者負担増計画中止と保険で安心してかかれる医療に関する請願
請願者 奈良市三条大路二ノ一ノ一〇 森本新一 外二千三十一名
紹介議員 前田 武志君
この請願の趣旨は、第一一七三三号と同じである。

第三〇八六号 平成十八年六月八日受理
療養病床の廃止・削減及び患者負担増の反対に関する請願
請願者 埼玉県南埼玉郡白岡町新白岡一ノ八ノ一九 竹腰隆樹 外二百六十

する請願
請願者 奈良市三条大路二ノ一ノ一〇 谷掛駿介 外二百五十二名
紹介議員 前田 武志君
この請願の趣旨は、第二二六〇号と同じである。

第三〇八七号 平成十八年六月八日受理
患者負担増計画中止と保険で安心してかかれる医療に関する請願
請願者 東京都新宿区西新宿三ノ二ノ七 塩安佳樹 外千六百九十五名
紹介議員 円 より子君
この請願の趣旨は、第一一七三三号と同じである。

第三〇八八号 平成十八年六月八日受理
療養病床の廃止・削減及び患者負担増の反対に関する請願
請願者 東京都立川市羽衣町一ノ一六ノ九 塩安佳樹 外三千七十八名
紹介議員 円 より子君
この請願の趣旨は、第二二六〇号と同じである。

第三〇八九号 平成十八年六月八日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 埼玉県三郷市早稲田六ノ一ノ一ノ五〇二 加藤進一 外千九百九十名
紹介議員 奥石 東君
この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三〇九八号 平成十八年六月八日受理
カネミ油症被害者の抜本的な恒久救済対策の完全実施に関する請願
請願者 東京都世田谷区野沢一ノ一六ノ四 石沢澄江 外九十九名
紹介議員 森 ゆうこ君
この請願の趣旨は、第一三二九号と同じである。

第三二〇一号 平成十八年六月八日受理
この請願の趣旨は、第一三二九号と同じである。

公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願
請願者 岡山市国富九八〇ノ一 末永敦 外五百九十九名
紹介議員 江田 五月君
この請願の趣旨は、第二三二四号と同じである。

第三二〇三三号 平成十八年六月八日受理
公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願
請願者 愛知県春日井市出川町三、〇〇六 安永孝 外四百九十九名
紹介議員 大石 正光君
この請願の趣旨は、第二三二四号と同じである。

第三二〇五号 平成十八年六月八日受理
公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願
請願者 宮崎県延岡市出北五ノ一六ノ一三 高橋徹 外七百四十九名
紹介議員 糸数 慶子君
この請願の趣旨は、第二三二四号と同じである。

第三二〇七号 平成十八年六月八日受理
公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願
請願者 群馬県高崎市中尾町一ノ九ノ二 小野里尚子 外六百八十九名
紹介議員 谷 博之君
この請願の趣旨は、第二三二四号と同じである。

第三二〇九号 平成十八年六月八日受理
公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願
請願者 三重県四日市市日永五ノ三ノ一五 長瀬好一郎 外千三百三十八名
紹介議員 芝 博一君
この請願の趣旨は、第二三二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第二三二四号と同じである。

第三一一一号 平成十八年六月八日受理
公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願

請願者 長野市高田二六二ノ一〇 太田徹
外九百九十九名

紹介議員 伊藤 基隆君
この請願の趣旨は、第三二二四号と同じである。

第三一一三号 平成十八年六月八日受理
公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願

請願者 宮崎県東臼杵郡門川町平城東三ノ一 幸重邦雄 外九百九十九名
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第三二二四号と同じである。

第三一一五号 平成十八年六月八日受理
公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願

請願者 茨城県水戸市石川一ノ三、八三五ノ一ノ三ノ四〇四 高橋正樹 外七百四十九名

紹介議員 郡司 彰君

この請願の趣旨は、第三二二四号と同じである。

第三一一七号 平成十八年六月八日受理
公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願

請願者 福島県会津若松市北会津町中荒井二、〇八七 岩澤淳夫 外四百九十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三二二四号と同じである。

第三一二二号 平成十八年六月八日受理
無年金の在日外国人障害者・高齢者の救済に関する請願

請願者 東京都八王子市日吉町一五ノ一 平沼太元 外四百九十九名

紹介議員 浜四津敏子君
この請願の趣旨は、第二二五六号と同じである。

第三一一一〇号 平成十八年六月八日受理
公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願

請願者 青森県三戸郡南部町小泉下館野七ノ七 藤村晴美 外三百三十七名

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第三二二四号と同じである。

第三一一三三〇号 平成十八年六月八日受理
公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市西仙北二ノ一〇ノ一 山本佳文 外六百五十五名

紹介議員 平野 達男君

この請願の趣旨は、第三二二四号と同じである。

第三一一四〇号 平成十八年六月八日受理
進行性化骨筋炎の難病指定に関する請願

請願者 沖縄県那覇市繁多川五ノ三ノ三ノ五〇五 新城明子 外五百九十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一三三〇号と同じである。

第三一一四一〇号 平成十八年六月八日受理
安心で行き届いた医療・介護に関する請願

請願者 東京都小平市学園西町二ノ一二ノ六 中村俊二 外四百四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四四六号と同じである。

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第三二四三三〇号 平成十八年六月八日受理
だれもが安心して良い医療を受けられるよう国民皆保険制度を守ることにに関する請願

請願者 神奈川県逗子市桜山三ノ一〇ノ八 田栗末太 外九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一四〇一〇号と同じである。

第三二四四四〇号 平成十八年六月八日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策に関する請願

請願者 東京都西東京市南町四ノ二一ノ二 九 長谷部道子 外一万四千九百十八名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第三二四五五〇号 平成十八年六月八日受理
総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願

請願者 東京都世田谷区北烏山一ノ二ノ四 一〇二 芳賀昌子 外六百六十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一七八二号と同じである。

第三二四六六〇号 平成十八年六月八日受理
季節労働者対策に関する請願

請願者 北海道滝川市西町六ノ四ノ六二 富沢和雄 外八百三十五名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一八一〇号と同じである。

七六ノ二 山尾満智子 外四百九十九名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二二五六号と同じである。

第三二四八八〇号 平成十八年六月八日受理
サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪に反対し、改善を行うことにに関する請願

請願者 神奈川県秦野市堀西七三ノ三 浜田和子 外千三百九十七名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三三三二号と同じである。

第三二四九九〇号 平成十八年六月八日受理
てんかんを持つ人の医療と福祉の向上に関する請願

請願者 富山市上袋三五四ノ二〇六 政家 郁子 外二千八百九十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三三六八号と同じである。

第三二五〇〇号 平成十八年六月八日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 千葉県船橋市咲が丘二ノ八ノ二 両宮正子 外九百九十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三二五一五〇号 平成十八年六月八日受理
カネミ油症被害者の抜本的な恒久救済対策の完全実施に関する請願

請願者 長崎県五島市堤町一、二二九ノ二 加藤孝幸 外九十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一三三二九号と同じである。

請願者 東京都文京区関口一ノ三五ノ二
田中禎一 外二千七百名
紹介議員 中村 博彦君
この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第三一五九号 平成十八年六月九日受理
無免許マッサージから国民を守る法改正に関する請願
請願者 名古屋港区宝神五ノ二〇〇 川
瀬馨 外二千七百名
紹介議員 山本 保君
この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第三一六〇号 平成十八年六月九日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 奈良県大和郡山田山町四六ノ
七 藤井正紀 外千九百九十九名
紹介議員 前川 清成君
この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三一六二号 平成十八年六月九日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 名古屋緑区鳴海町清水六九ノ
一、四〇四 保科絵美 外千九百
九十九名
紹介議員 山本 保君
この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三一六三号 平成十八年六月九日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 福岡県前原市前原西二ノ一一七ノ
二七 西原文子 外千九百九十九
名
紹介議員 常田 享詳君
この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

名
紹介議員 松山 政司君
この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三一六四号 平成十八年六月九日受理
医療改革法案の撤回と医療制度改善に関する請願
請願者 岐阜県美濃市藍川一五ノ一一 平
田正士 外三百三十六名
紹介議員 山下八洲夫君
医療制度改革関連法案が国会に提出された。内
容は、本年一〇月より現役と同じ所得のある高齢
者の負担を二割から三割に引き上げる、二〇〇八
年四月より高齢者の負担を一割から二割に引き上
げる等、高齢者の負担を更に増やすものとなつて
いる。高齢者が医療を受ける頻度は非常に高く(若
人に比べ外来で二・七倍、入院で六倍)、今でも
受診が抑制されているので、これでは必要な医療
が受けられない高齢者が続出する。また、現在三
八万床ある療養病床を二〇一一年度末までに一五
万床に削減し、介護保険の療養病床を全廃するこ
とも盛り込まれており、受皿が未整備な状況では
行き場のない大量の医療・介護難民が出現し、社
会不安を増長することになりかねない。今回の医
療保険制度改革関連法案は撤回し、高齢者、医療
担当者の声を十分反映した医療制度改革法案を再
考するよう求める。

ついては、次の事項について実現を図りたい。
一、高齢者の窓口負担金の引上げを行わないこ
と。
二、介護療養病床の廃止、医療療養病床の削減を
行わないこと。
三、医療制度改善のための予算を抜本的に拡充す
ること。

第三一六五号 平成十八年六月九日受理
カネミ油症被害者の抜本的な恒久救済対策の完全
実施に関する請願
請願者 長崎県南松浦郡新上五島町荒川郷
一五二 深浦夕子 外九十九名

紹介議員 山本 保君
この請願の趣旨は、第一三二九号と同じである。

第三一七二号 平成十八年六月九日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 京都府亀岡市千代川町湯井南筋二
六ノ一 塩見香里 外九百九十九
名
紹介議員 小川 勝也君
この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三一七三号 平成十八年六月九日受理
無免許マッサージから国民を守る法改正に関する
請願
請願者 東京都武蔵野市中町二ノ二〇ノ一
ノ三〇五 相馬美江 外八百四十
四名
紹介議員 武見 敬三君
この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第三一七四号 平成十八年六月九日受理
無免許マッサージから国民を守る法改正に関する
請願
請願者 東京都板橋区常盤台四ノ二ノRF
ノ二〇四 足達謙 外二千七百名
紹介議員 岸 宏一君
この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第三一七五号 平成十八年六月九日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合
的対策に関する請願
請願者 長野県松本市入山辺一、五二六
鎌倉和博 外二千二百三十五名
紹介議員 吉田 博美君
この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第三一七六号 平成十八年六月九日受理
医療費負担増反対、患者負担の軽減に関する請願
請願者 愛知県瀬戸市幡山町九〇ノBノ二

〇一 今井美恵 外百二名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第二一九三号と同じである。

第三一七七号 平成十八年六月九日受理
療養病床の廃止・削減及び患者負担増の反対に関
する請願
請願者 名古屋市中東区梅森坂二ノ八〇ノ
四 齊藤みち子 外五十五名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第二二六〇号と同じである。

第三一七八号 平成十八年六月九日受理
カネミ油症被害者の抜本的な恒久救済対策の完全
実施に関する請願
請願者 長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷
三四四ノ二 近藤俊久 外百九十
九名
紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第一三二九号と同じである。

第三一七九号 平成十八年六月九日受理
カネミ油症被害者の抜本的な恒久救済対策の完全
実施に関する請願
請願者 長崎県五島市野々切町三一六ノ二
道下悟一郎 外九十九名
紹介議員 林 久美子君
この請願の趣旨は、第一三二九号と同じである。

第三一八〇号 平成十八年六月九日受理
公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正
な収入の確保等に関する請願
請願者 東京都江戸川区大杉四ノ一六ノ三
岡田理平 外三千四百七十七名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第二三二四号と同じである。

第三一八一号 平成十八年六月九日受理
公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正

な収入の確保等に関する請願

請願者 石川県かほく市高松ノ四四 北広子 外五百九十八名

紹介議員 林 久美子君

この請願の趣旨は、第二三二四号と同じである。

第三一九五号 平成十八年六月九日受理

ゆうメイトの雇用を守り、労働条件の改善を行うことに関する請願

請願者 千葉市美浜区稲毛海岸三ノ三ノ六ノ三〇一 石田昭一 外千四百四十四名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第一七〇七号と同じである。

第三一九六号 平成十八年六月九日受理

進行性化骨筋炎の難病指定に関する請願

請願者 沖縄県那覇市首里石嶺町一ノ六四ノ一五 糸数健二郎 外二百九十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一三三三九号と同じである。

第三一九七号 平成十八年六月九日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 京都市中京区玉植町二二九ノ一 畑中徹也 外七万九千九百九十九名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三一九八号 平成十八年六月九日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 滋賀県長浜市加納町六六〇ノ七 大野木敬子 外二千六十九名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三一九九号 平成十八年六月九日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 高知県四万十市具同田黒二ノ一五ノ二三 堀栄美 外二千九百九十名

紹介議員 田村 公平君

この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三二〇〇号 平成十八年六月九日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 東京都武蔵野市八幡町四ノ二四ノ一〇 白仁田義雄 外九百九十九名

紹介議員 小川 敏夫君

この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三二〇一号 平成十八年六月九日受理

障害者の福祉・医療サービスの利用に対する応益負担の中止に関する請願

請願者 千葉県夷隅郡大多喜町泉水三二三 岩瀬美代子 外一万二千二百二十一名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第一三三三九号と同じである。

第三二〇二号 平成十八年六月九日受理

障害者の福祉・医療サービスの利用に対する応益負担の中止に関する請願

請願者 千葉県野田市五木新町二七ノ一 松尾大輔 外一万三千四百五十二名

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第一三三三九号と同じである。

第三二〇三号 平成十八年六月九日受理

障害者の福祉・医療サービスの利用に対する応益負担の中止に関する請願

請願者 川崎市高津区下作延九二七ノ六ノ一〇三 邊見芳郎 外九千九百九十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一三三三九号と同じである。

第三二〇四号 平成十八年六月九日受理

空前の患者負担の引上げをやめ、保険証一枚で安心してかかる医療保険制度を守ることにに関する請願

請願者 富山市秋吉三 高崎孟知 外八千六百五十七名

紹介議員 又市 征治君

次の事項について実現を図りたい。

一、高齢者の窓口負担率を、一割を二割へ、二割を三割へ引き上げないこと。

二、入院患者の食費・居住費を全額自己負担にしないこと。

三、高額医療の月額上限額、人工透析の患者負担を引き上げないこと。

四、市販類似の医薬品を全額自己負担にしないこと。

五、七五歳以上の高齢者から年間約七万円もの保険料を年金から天引きする高齢者医療保険制度を創設しないこと。

第三二〇五号 平成十八年六月九日受理

患者負担増計画中止と保険で安心してかかる医療に関する請願

請願者 福島市渡利字岩崎町三九ノ二 井桁耕 外八百二十三名

紹介議員 和田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一一七三三号と同じである。

第三二〇六号 平成十八年六月九日受理

療養病床の廃止・削減及び患者負担増の反対に関する請願

請願者 横浜市旭区二俣川二ノ一ノ一二ノ四〇三 橋本陽子 外八百四十七名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第二二六〇号と同じである。

第三二〇七号 平成十八年六月九日受理

カネミ油症被害者の抜本的な恒久救済対策の完全実施に関する請願

請願者 長崎県南松浦郡新上五島町今里郷二八ノ一 小川純 外百九十九名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第二三二九号と同じである。

第三二〇八号 平成十八年六月九日受理

公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願

請願者 富山県砺波市十年明三四九 寺田和正 外七百四十五名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第二三二四号と同じである。

第三二〇九号 平成十八年六月九日受理

公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願

請願者 高知市一宮中町三ノ一ノ六八 窪添義幸 外千二百一十一名

紹介議員 田村 公平君

この請願の趣旨は、第二三二四号と同じである。

第三二一九号 平成十八年六月九日受理

療養病床の廃止・削減及び患者負担増の反対に関する請願

請願者 福島市大森字唐橋七ノ一 菅原浩哉 外二百九十五名

紹介議員 和田ひろ子君

この請願の趣旨は、第二二六〇号と同じである。

第三二二〇号 平成十八年六月九日受理

患者負担増計画中止と保険で安心してかかる医療に関する請願

請願者 福島市大森字唐橋七ノ一 菅原浩哉 外六百九十名

紹介議員 佐藤 雄平君

この請願の趣旨は、第一一七三三号と同じである。

第三二七二号 平成十八年六月九日受理

憲法第二十五条を守り、国民の命と暮らしの保障に関する請願

請願者 東京都目黒区緑が丘一ノ一〇ノ一

六 指田久雄 外三千二百十五名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二七〇号と同じである。

第三二七三号 平成十八年六月九日受理

憲法第二十五条を守り、国民の命と暮らしの保障に関する請願

請願者 埼玉県鳩ヶ谷市本町三ノ三二ノ一

一 安藤和子 外三千二百十五名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二七〇号と同じである。

第三二七四号 平成十八年六月九日受理

憲法第二十五条を守り、国民の命と暮らしの保障に関する請願

請願者 東京都品川区戸越一ノ一七ノ六

小師三郎 外三千二百十五名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二七〇号と同じである。

第三二七五号 平成十八年六月九日受理

憲法第二十五条を守り、国民の命と暮らしの保障に関する請願

請願者 埼玉県入間市春日町二ノ一四ノ一

〇 山田章子 外三千二百十五名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二七〇号と同じである。

第三二七六号 平成十八年六月九日受理

保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額に関する請願

請願者 静岡市葵区慈悲尾二三三 村松克

洋 外一万八千二百四十名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第三二七七号 平成十八年六月九日受理

保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額に関する請願

請願者 大阪府八尾市沼一ノ六八ノ六五ノ

二ノ一、〇〇六 東村宏 外一万

八千二百四十名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第三二七八号 平成十八年六月九日受理

保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額に関する請願

請願者 東京都杉並区宮前三ノ六ノ二〇二

〇二 橋場正一 外一万八千二百

四十名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第三二七九号 平成十八年六月九日受理

保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額に関する請願

請願者 札幌市北区新琴似五条一ノ一ノ

一六 石坂桂一郎 外一万八千二

百四十名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第三二八〇号 平成十八年六月九日受理

保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額に関する請願

請願者 千葉県我孫子市新木二、五〇三ノ

一ノ九六ノ四 佐々木一茂 外一

万八千二百四十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第三二八一号 平成十八年六月九日受理

保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額に関する請願

請願者 福井市新田塚二ノ三三ノ三七ノ四

〇六 外山智子 外一万八千二百

四十名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第三二八二号 平成十八年六月九日受理

保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額に関する請願

請願者 群馬県前橋市下長磯町四一〇ノ二

橋本伸一 外一万八千二百四十名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第三二八三号 平成十八年六月九日受理

保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額に関する請願

請願者 広島市南区皆実町五ノ二〇ノ六

坂井絵梨 外一万八千二百四十名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第三二八四号 平成十八年六月九日受理

保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市久下一、二二五ノ一

四 増田敦子 外一万八千二百四

十名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第三二八五号 平成十八年六月九日受理

患者負担増計画の中止と保険で安心してかかれる医療に関する請願

請願者 北海道帯広市西二十二条南四ノ一

二ノ七 大竹美穂 外一万七千九

十七名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第三二八六号 平成十八年六月九日受理

患者負担増計画の中止と保険で安心してかかれる医療に関する請願

請願者 福岡県田川市後藤寺東団地一六ノ

五ノ四 岡田啓助 外一万七千九

十七名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第三二八七号 平成十八年六月九日受理

パートタイム労働者の均等待遇実現に関する請願

請願者 静岡市葵区田町五ノ六九 森部し

のか 外六百八十五名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第八八四号と同じである。

第三二八八号 平成十八年六月九日受理

男女雇用機会均等法の改正に関する請願

請願者 富山市婦中町友坂二、六三八ノ三

六 山田千春 外千七百五十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一一五七号と同じである。

第三二八九号 平成十八年六月九日受理

男女雇用機会均等法の改正に関する請願

請願者 名古屋市中千種区神田町六ノ三 鈴

木孝司 外千七百五十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一一五七号と同じである。

第三二九〇号 平成十八年六月九日受理

介護療養病床の全廃、医療療養病床の大幅削減に反対し、療養・介護の環境及びサービスの整備・拡充を行うことに関する請願

請願者 群馬県前橋市朝倉町四ノ三ノ二

井上恵 外二千二百二十四名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一三九号と同じである。

第三二九二号 平成十八年六月九日受理
公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願

請願者 鳥取県米子市東福原六ノ七ノ四五
栗林清志 外二千九百四十五名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二三二四号と同じである。

第三二九三号 平成十八年六月九日受理

公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願

請願者 東京都江戸川区北小岩六ノ一〇ノ
三ノ四〇三 平川一輝 外二千九百四十五名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二三二四号と同じである。

第三二九四号 平成十八年六月九日受理

公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願

請願者 札幌市白石区平和通二丁目北九ノ
三 杉林ちひろ 外二千九百四十
五名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二三二四号と同じである。

第三二九五号 平成十八年六月九日受理

公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願

請願者 東京都葛飾区細田五ノ一九ノ三
吉川貞子 外二千九百四十五名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二三二四号と同じである。

第三二九六号 平成十八年六月九日受理

公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正

な収入の確保等に関する請願

請願者 鳥取県境港市花町一九三 花原良
三 外二千九百四十九名

紹介議員 小林美恵子君
この請願の趣旨は、第二三二四号と同じである。

第三二九七号 平成十八年六月九日受理

公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願

請願者 茨城県つくば市東新井三〇ノ三
鈴木功士 外二千九百四十五名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二三二四号と同じである。

第三二九八号 平成十八年六月九日受理

公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願

請願者 鳥根県出雲市塩冶有原町一ノ七〇
ノ二ノ一〇四 真鍋将一 外二千九百四十五名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二三二四号と同じである。

第三二九九号 平成十八年六月九日受理

公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願

請願者 茨城県つくば市吾妻二ノ九〇五ノ
五〇八 井上建紀 外二千九百四十五名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二三二四号と同じである。

第三三〇〇号 平成十八年六月九日受理

サービス利用の制限や負担増など介護保険の改善に反対し、改善を行うことに関する請願

請願者 愛媛県新居浜市萩生一、九九八ノ
四 続木伯由 外四千五百七十二
名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第三三〇一号 平成十八年六月九日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 静岡県榛原郡本川根町千頭二八
水畑久美子 外一万二千五百八十四
四名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三三〇二号 平成十八年六月九日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市西昆陽二ノ一五ノ一
内堀照夫 外一万二千五百八十四
名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三三〇三号 平成十八年六月九日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 東京都杉並区松ノ木二ノ一ノ六
水野一吉 外一万二千五百八十四
名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三三〇四号 平成十八年六月九日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市東浦賀町一ノ四
九ノ二ノ一、二〇三 青木万里子
外一万二千五百八十四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三三〇五号 平成十八年六月九日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 千葉県鎌ヶ谷市栗野八〇六ノ六二
白井親男 外一万二千五百八十四
名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三三〇六号 平成十八年六月九日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 大阪府都島区中野町四ノ一五ノ六
ノ三〇五 齊藤良夫 外一万二千
五百八十四名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三三〇七号 平成十八年六月九日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 埼玉県川越市神明町五ノ三ノF
ノ一〇一 寺川久世 外一万二千
五百八十四名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三三〇八号 平成十八年六月九日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 福岡県大牟田市八本町八ノ五九
田中健治 外一万二千五百八十四
名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三三〇九号 平成十八年六月九日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 埼玉県草加市松江三ノ三ノ三〇
渋谷知恵子 外一万二千五百八十
四名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三三一〇号 平成十八年六月九日受理

最低賃金の時間額千円以上への引上げと全国一律最低賃金の法制化に関する請願

請願者 福島県南相馬市原町区北町三四一

紹介議員 ノ四一 三春芳紀 外六百十二名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第三〇七二号と同じである。

第三三三九号 平成十八年六月十二日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 福岡県八女郡星野村一、四三三
山口菜摘 外九百九十九名
紹介議員 神本美恵子君
この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三三四〇号 平成十八年六月十二日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 長野県松本市島内三、八七〇ノ一
ノBノ二〇二 伊藤三四郎 外九百九十九名
紹介議員 津田弥太郎君
この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三三四一号 平成十八年六月十二日受理
公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願
請願者 徳島市南沖洲一ノ〇ノ二九 田中宗一郎 外四百九十九名
紹介議員 和田ひろ子君
この請願の趣旨は、第二三二四号と同じである。

第三三四二号 平成十八年六月十二日受理
公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願
請願者 長野市北堀四五七ノ一 小池聡
外九百九十九名
紹介議員 小林美恵子君
この請願の趣旨は、第二三二四号と同じである。

第三三四三号 平成十八年六月十二日受理
公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願
請願者 横浜市南区中島町一ノ三ノ四 水

紹介議員 尾寛己 外千五百九十九名
紹介議員 ツルネンマルティ君
この請願の趣旨は、第二三二四号と同じである。

第三三四四号 平成十八年六月十二日受理
無免許マッサージから国民を守る法改正に関する請願
請願者 千葉県船橋市本町四ノ三八ノ二八
ノ一、二二二 大石由貴 外二千七百名
紹介議員 津田弥太郎君
この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第三三四五号 平成十八年六月十二日受理
無年金の在日外国人障害者・高齢者の救済に関する請願
請願者 京都市南区東九条河辺町一七ノ二
二 金順喜 外五百名
紹介議員 ツルネンマルティ君
この請願の趣旨は、第二一五六号と同じである。

第三三四六号 平成十八年六月十二日受理
カネミ油症被害者の抜本的な恒久救済対策の完全実施に関する請願
請願者 長崎県南松浦郡新上五島町七目郷
九三七 戸村諭 外九十九名
紹介議員 犬塚 直史君
この請願の趣旨は、第一三一九号と同じである。

第三三五五号 平成十八年六月十二日受理
カネミ油症被害者の抜本的な恒久救済対策の完全実施に関する請願
請願者 長崎県五島市岐宿町岐宿三、三九
六ノ一 柳田伊津子 外百九十九名
紹介議員 淵上 貞雄君
この請願の趣旨は、第一三一九号と同じである。

第三三五六号 平成十八年六月十二日受理

カネミ油症被害者の抜本的な恒久救済対策の完全実施に関する請願
請願者 長崎県五島市末広町七ノ一三 北川守人 外九十九名
紹介議員 円 より子君
この請願の趣旨は、第一三一九号と同じである。

第三三五七号 平成十八年六月十二日受理
カネミ油症被害者の抜本的な恒久救済対策の完全実施に関する請願
請願者 長崎県五島市吉久木町一、四二二
ノ四 辻光子 外九十九名
紹介議員 辻 泰弘君
この請願の趣旨は、第一三一九号と同じである。

第三三五八号 平成十八年六月十二日受理
公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願
請願者 福岡県山門郡瀬高町太神一五二
中島恭子 外四百九十九名
紹介議員 淵上 貞雄君
この請願の趣旨は、第二三二四号と同じである。

第三三三九号 平成十八年六月十二日受理
公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願
請願者 愛知県小牧市城山二ノ一ノ二ノ
八〇二 中村桂久 外五百九十五名
紹介議員 大塚 耕平君
この請願の趣旨は、第二三二四号と同じである。

第三三六〇号 平成十八年六月十二日受理
公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正な収入の確保等に関する請願
請願者 兵庫県神崎郡香寺町中寺一〇二ノ
八 小林利雄 外七百三十一名
紹介議員 辻 泰弘君
この請願の趣旨は、第二三二四号と同じである。

第三三六一号 平成十八年六月十二日受理
命と健康を奪う医療制度改革関連法案、患者負担増の反対に関する請願
請願者 堺市北区新金岡町一ノ三ノ九ノ一
一〇 定森和枝 外四百九十九名
紹介議員 朝日 俊弘君
この請願の趣旨は、第四九一号と同じである。

第三三六二号 平成十八年六月十二日受理
患者負担増計画中止と保険で安心してかかれる医療に関する請願
請願者 兵庫県南あわじ市神代富田三七ノ
四 原口武久 外二千四百六十七名
紹介議員 辻 泰弘君
この請願の趣旨は、第一一七三号と同じである。

第三三六三号 平成十八年六月十二日受理
療養病床の廃止・削減及び患者負担増の反対に関する請願
請願者 神戸市中央区海岸通一ノ二ノ三
ノ五F 石橋悦次 外三千三百七十五名
紹介議員 辻 泰弘君
この請願の趣旨は、第二二六〇号と同じである。

第三三六四号 平成十八年六月十二日受理
患者負担増への反対と保険で安心してかかれる医療に関する請願
請願者 兵庫県西宮市日野町五ノ四 安並
邦雄 外二千三百三十四名
紹介議員 辻 泰弘君
この請願の趣旨は、第二九七一号と同じである。

第三三七七号 平成十八年六月十二日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 福岡市早良区内野五ノ一ノ一〇
林健太郎 外三千三十五名

紹介議員 弘友 和夫君
この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三三七八号 平成十八年六月十二日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市峰町二四七ノ七
鮎澤澄夫 外九百九十九名

紹介議員 小川 勝也君
この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三三七九号 平成十八年六月十二日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 東京都府中市是政六ノ二六ノ一三
高綱源作 外九百九十九名

紹介議員 澤 雄二君
この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三三八〇号 平成十八年六月十二日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 鳥根県八東郡東出雲町須田六五三
ノ一〇 井上誠 外二千九百九十
九名

紹介議員 景山俊太郎君
この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三三八一号 平成十八年六月十二日受理
無免許マッサージから国民を守る法改正に関する
請願
請願者 静岡県沼津市新沢田町二二ノ二
須藤正起 外二名

紹介議員 坂本由紀子君
この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第三三八二号 平成十八年六月十二日受理
無年金の在日外国人障害者・高齢者の救済に関する
請願
請願者 横浜市磯子区馬場町五ノ一 平見
勝也 外四百九十九名

紹介議員 澤 雄二君
この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

この請願の趣旨は、第二一五六号と同じである。

第三三八三号 平成十八年六月十二日受理
患者負担増への反対と保険で安心してかかれる医
療に関する請願
請願者 長野県安曇野市三郷温二、二五二
ノ一 布山徹 外六千四百十三名

紹介議員 北澤 俊美君
この請願の趣旨は、第二九七一号と同じである。

第三三八四号 平成十八年六月十二日受理
公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正
な収入の確保等に関する請願
請願者 鹿児島県垂水市旭町七三 大迫正
人 外七百四十九名

紹介議員 喜納 昌吉君
この請願の趣旨は、第二三二四号と同じである。

第三三八九号 平成十八年六月十二日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 鳥根県松江市東津田町二、二三〇
ノ六 加田大助 外千九百九十九
名

紹介議員 青木 幹雄君
この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三三九二号 平成十八年六月十二日受理
だれでも保険で安心してかかれる医療に関する請
願
請願者 埼玉県川口市芝下二ノ二〇ノ三〇
亀田実 外十九名

紹介議員 紙 智子君
政府・厚生労働省が二〇〇六年の医療改革で
行うとしている内容の一つは、すべての高齢者か
ら保険料を徴収し、かつ高齢者の患者負担を一部
から二割負担あるいは、現役並みの所得のある人
は、二割から三割負担へと引き上げるものである。
二つ目に、長期入院時の食費、部屋代が保険給付
から外され患者負担となることである。三つ目に、

医療の安全と質の確保に欠かせない診療報酬の引
下げを行うことである。これらは、患者の医療を
受ける権利を脅かし、病気の早期発見・早期治療
を妨げ、重症化による医療費の増加を招く。だれ
でも保険証一枚で安心してかかれる医療は、国民
共通の願いである。国庫負担の増額など医療保険
に対する国の責任を強めるよう求める。

一、高齢者の患者負担と保険料の引上げを行わな
いこと。
二、入院時の食費、部屋代などの患者負担を増や
さないこと。
三、医師、看護師の増員や医療の質と安全性が確
保できるように診療報酬を改善すること。

第三三九三号 平成十八年六月十二日受理
患者負担増計画の中止と保険で安心してかかれる
医療に関する請願
請願者 札幌市西区琴似一条三丁目 黄倉
陽一 外三百八十九名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第三三九四号 平成十八年六月十二日受理
患者・国民負担増計画中止と保険で安心してかか
れる医療に関する請願
請願者 札幌市北区北三十条西三ノ三ノ二
三 下河原榮 外六百六十八名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

第三三九五号 平成十八年六月十二日受理
介護療養病床の全廃、医療療養病床の大幅削減に
反対し、療養・介護の環境及びサービスの整備・
拡充を行うことに関する請願
請願者 札幌市東区伏古八条四ノ六ノ二四
ノ一〇ノ一〇一 西岡敏夫 外百
九名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第三三九六号 平成十八年六月十二日受理
医療改革法案の撤回と医療の充実に関する請願
請願者 埼玉県川口市木曾呂八八二ノ一
石井あさ子 外六百十二名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二七二〇号と同じである。

第三三九七号 平成十八年六月十二日受理
患者・国民負担増計画の中止及び保険で安心して
かかれる医療に関する請願
請願者 北海道石狩郡当別町美里一、六五
四 鈴木愛雄 外百七名

この請願の趣旨は、第二三二四号と同じである。

第三三九八号 平成十八年六月十二日受理
公共事業における労働者と中小業者の仕事と適正
な収入の確保等に関する請願
請願者 青森県黒石市黒石字十三森四五ノ
二五 花田喜義 外千九百九十
九名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二三二四号と同じである。

第三三九二号 平成十八年六月十二日受理
無免許マッサージから国民を守る法改正に関する
請願
請願者 三重県桑名市東方船着町一、一二
二ノ八 水谷敏美

紹介議員 芝 博一君
この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第三四〇三号 平成十八年六月十二日受理
無免許マッサージから国民を守る法改正に関する
請願
請願者 千葉県市原市桜台三ノ一一ノ二
小川洋介

紹介議員 椎名 一保君
この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第三四〇四号 平成十八年六月十二日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 大分県別府市御幸八組 吉河君子

外千八百三十一名

紹介議員 後藤 博子君

この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三四〇五号 平成十八年六月十二日受理

患者負担増計画の中止と保険で安心してかかれる

医療に関する請願

請願者 長野県塩尻市広丘堅石二、一四五

ノ三〇七 谷田振作 外千四百八

十二名

紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第三四〇六号 平成十八年六月十二日受理

医療費負担増反対、患者負担軽減に関する請願

請願者 川崎市川崎区小田五ノ九ノ一ノ二

〇一 平井美樹子 外二千三百十

三名

紹介議員 小池 晃君

次の事項について実現を図りたい。

一、医療費負担増計画をやめ、保険で安心して掛

かれる医療のために

1 高齢者の窓口負担、入院の食費、部屋代な

どの患者負担を増やさず、高齢者からの新た

な保険料徴収を行わないこと。

2 保険外負担の拡大をやめ、保険で安心して

医療が受けられるようにすること。

3 療養病床の廃止・削減を行わないこと。

第三四〇七号 平成十八年六月十二日受理

患者負担増計画中止と保険で安心してかかれる医

療に関する請願

請願者 さいたま市西区西遊馬一、一〇五

ノ一 宇都宮勉 外三万四千十三

名 紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一一七三号と同じである。

第三四〇八号 平成十八年六月十二日受理

介護療養病床の全廃、医療療養病床の大幅削減に

反対し、療養・介護の環境及びサービスの整備・

拡充を行うことに関する請願

請願者 横浜市戸塚区下倉田町一、三五九

ノ六 久田和男 外二百七十七名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一三九九号と同じである。

第三四〇九号 平成十八年六月十二日受理

医療改革法案の撤回と医療の充実に関する請願

請願者 東京都品川区西大井一ノ四ノ一五

ノ七二 依田直樹 外六千八百

九十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一七二〇号と同じである。

第三四一〇号 平成十八年六月十二日受理

療養病床の廃止・削減及び患者負担増の反対に関

する請願

請願者 東京都東久留米市浅間町二ノ二六

ノ一九 阿部綾子 外二万六千四

十名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二二六〇号と同じである。

第三四一一号 平成十八年六月十二日受理

サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪

に反対し、改善を行うことに関する請願

請願者 大阪市西成区梅南一ノ二ノ三七ノ

二〇一 黒田直子 外二十三名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三四一二号 平成十八年六月十二日受理

てんかんを持つ人の医療と福祉の向上に関する請

願

請願者 長崎県南高来郡布津町六七五 林

田幸子 外二千八百四十名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二三六八号と同じである。

第三四一九号 平成十八年六月十二日受理

患者負担増計画の中止と保険で安心してかかれる

医療に関する請願

請願者 福井県大飯郡高浜町宮崎七二ノ二

四ノ四 渡辺孝 外七千九百三十

二名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第三四二〇号 平成十八年六月十二日受理

障害者の福祉・医療サービスの利用に対する応益

負担の中止に関する請願

請願者 京都市左京区修学院北沮沢町二ノ

三四 山田治雄 外二千二百三十五

名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第三四二二号 平成十八年六月十二日受理

障害者の福祉・医療サービスの利用に対する応益

負担の中止に関する請願

請願者 京都市左京区吉田下大路町四七

中井文子 外二千二百三十五名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第三四二三号 平成十八年六月十二日受理

障害者の福祉・医療サービスの利用に対する応益

負担の中止に関する請願

請願者 札幌市北区屯田六条二ノ一ノ一

金澤幸蔵 外二千二百三十五名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第三四二四号 平成十八年六月十二日受理

障害者の福祉・医療サービスの利用に対する応益

負担の中止に関する請願

請願者 千葉県船橋市若松二ノ四ノ一〇ノ

五一四 黒住誠司 外二千二百三十

五名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第三四二三号 平成十八年六月十二日受理

障害者の福祉・医療サービスの利用に対する応益

負担の中止に関する請願

請願者 京都市左京区北白川久保田町四〇

澤田文子 外二千二百三十五名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第三四二六号 平成十八年六月十二日受理

障害者の福祉・医療サービスの利用に対する応益

負担の中止に関する請願

請願者 茨城県ひたちなか市赤坂一、三

四八ノ一 飯村奈三子 外千二百

三十五名

紹介議員 大門美紀史君

この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第三四二七号 平成十八年六月十二日受理

障害者の福祉・医療サービスの利用に対する応益

負担の中止に関する請願

請願者 さいたま市西区西遊馬一、一〇五

ノ一 宇都宮勉 外三万四千十三

名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第三四二三号 平成十八年六月十二日受理

障害者の福祉・医療サービスの利用に対する応益

負担の中止に関する請願

請願者 京都市左京区吉田下大路町四七

中井文子 外二千二百三十五名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第三四二六号 平成十八年六月十二日受理

障害者の福祉・医療サービスの利用に対する応益

負担の中止に関する請願

請願者 さいたま市西区西遊馬一、一〇五

ノ一 宇都宮勉 外三万四千十三

名

負担の中止に関する請願

請願者 山口県宇部市西琴芝二ノ八ノ五ノ三 千々松京子 外千二百三十五名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第三四二八号 平成十八年六月十二日受理

障害者の福祉・医療サービスの利用に対する応益負担の中止に関する請願

請願者 さいたま市南区鹿手袋四ノ二ノ一四ノ二〇三 小沢亮二 外千二百三十五名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第三四二九号 平成十八年六月十二日受理

介護療養病床の全廃、医療療養病床の大幅削減に反対し、療養・介護の環境及びサービスの整備・拡充を行うことに関する請願

請願者 京都市北区上賀茂馬ノ目町二ノ六岩瀬香子 外八百六十一名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一三九九号と同じである。

第三四三二号 平成十八年六月十二日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 埼玉県ふじみ野市上野台一ノ五ノ四八ノ六 豊田実 外千二百四十六名

紹介議員 関口 昌一君

この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第三四三三号 平成十八年六月十二日受理

患者・国民負担増計画中止と保険で安心してかかる医療に関する請願

請願者 京都市南区東九条北河原町二二石川典正 外二百十二名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

第三四三四号 平成十八年六月十二日受理

いつでもどこでもだれでも医療にかかれる優れた医療制度を守り拡充することに関する請願

請願者 京都府城陽市寺田大谷一一五ノ七〇 南宏 外五十名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二五一八号と同じである。

第三四三三三号 平成十八年六月十二日受理

無年金の在日外国人障害者・高齢者の救済に関する請願

請願者 神奈川県相模原市津久井町青山三七三ノ一一 長谷川福寿 外四百九十九名

紹介議員 風間 昶君

この請願の趣旨は、第二一五六号と同じである。

六月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

第三条第一項中「平成十三年四月一日」を「平成十五年四月一日」に改め、同項第一号中「平成十三年四月二日以後同年十月一日前」を「平成十五年四月二日以後平成十八年十月一日前」に改め、同項第三号及び第四号中「平成十三年十月一日」を「平成十八年十月一日」に改める。

第四条第一項中「十五万円」を「三十万円」に、「七万五千円」を「十五万円」に、「五年」を「十年」に改める。

附則第二項中「平成十三年十月一日」を「平成十八年十月一日」に改める。

附則第三十七項中「附則第四十五項において「以下」に改める。

附則第五十項を附則第五十七項とし、附則第四十九項の次に次の七項を加える。

50 平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和十二年七月七日）とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条の規定を適用するものとなる者を含む。」の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者）を含むものとし、同法第三條第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。」であつたことにより、平成十八年十月一日において第三條第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同項に規定する者とみなす。

51 平成五年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第十一号。以下「平成十三年法律第十一号」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二條に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、同法第三條第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者（平成八年法律第十五号附則第二條第二項に規定する者を除く。）に限る。）であつたことにより、平成十八年十月一日において第三條第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同項に規定する者とみなす。

52 平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した平成八年法律第十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二條に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成八年法律第十五号附則第二條第三項の規定により平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三條第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつたことにより、平成十八年十月一日において第三條第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

53 平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する

特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成八年法律第十五号附則第二条第四項の規定により平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつたことにより、平成十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

54 平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した昭和五十九年法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成八年法律第十五号附則第二条第五項の規定により平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつたことにより、平成十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第四項に規定する者とみなす。

55 平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成八年法律第十五号附則第二条第六項の規定により平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受

ける権利を取得した者に限る。）であつたことにより、平成十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第四項に規定する者とみなす。

56 平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した昭和五十一年法律第二十二号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成八年法律第十五号附則第二条第七項の規定により平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつたことにより、平成十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第五項に規定する者とみなす。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「旧法」という。）の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「新法」という。）第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等

の一部を改正する法律（平成十三年法律第十一号。以下「平成十三年改正法」という。）附則第二条第二項に規定する者及び旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。

3 旧法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成十八年十月一日において、新法第二条各号に掲げる給付（以下「増加恩給等」という。）のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けた日以後に当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該戦傷病者等となる者を受ける権利を有する者）の当該給付に係る障害を公務に基づく年金たる給付を受ける権利を失うべき事由に該当する者（以下「当該給付に係る障害を公務に基づく年金たる給付を受ける権利を失うべき事由に該当する者」という。）であつたことにより、平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金（以下「平成八年特別給付金」という。）を受ける権利を取得した者（戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十五号。以下「平成八年改正法」という。）附則第二条第二項に規定する者を除く。）に限り、

5 平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成十八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けた日以後に当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該戦傷病者等となる者を受ける権利を失うべき事由に該当する者）の当該給付に係る障害を公務に基づく年金たる給付を受ける権利を失うべき事由に該当する者（以下「当該給付に係る障害を公務に基づく年金たる給付を受ける権利を失うべき事由に該当する者」という。）であつたことにより、平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金（以下「平成八年特別給付金」という。）を受ける権利を取得した者（戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十五号。以下「平成八年改正法」という。）附則第二条第二項に規定する者を除く。）に限り、

4 平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成十八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けた日以後に当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該戦傷病者等となる者を受ける権利を失うべき事由に該当する者）の当該給付に係る障害を公務に基づく年金たる給付を受ける権利を失うべき事由に該当する者（以下「当該給付に係る障害を公務に基づく年金たる給付を受ける権利を失うべき事由に該当する者」という。）であつたことにより、平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金（以下「平成八年特別給付金」という。）を受ける権利を取得した者（戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十五号。以下「平成八年改正法」という。）附則第二条第二項に規定する者を除く。）に限り、

の項において同じ。）が、平成十八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けた日以後に当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該戦傷病者等となる者を受ける権利を失うべき事由に該当する者）の当該給付に係る障害を公務に基づく年金たる給付を受ける権利を失うべき事由に該当する者（以下「当該給付に係る障害を公務に基づく年金たる給付を受ける権利を失うべき事由に該当する者」という。）であつたことにより、平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金（以下「平成八年特別給付金」という。）を受ける権利を取得した者（戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十五号。以下「平成八年改正法」という。）附則第二条第二項に規定する者を除く。）に限り、

妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三條第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成八年改正法附則第二條第三項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

6 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成三年法律第五十五号。以下「平成三年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二條に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成十八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三條第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成八年改正法附則第二條第五項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

8 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第二十九号。以下「昭和五十四年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二條に規定する戦傷病者等が、平成十八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三條第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成八年改正法附則第二條第六項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

7 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十三号。以下「昭和五十九年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二條に規定する戦傷病者等が、平成十八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時

金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三條第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成八年改正法附則第二條第五項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

9 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第二十二号。以下「昭和五十一年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第

二條第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二條中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者が、平成十八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三條第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成八年改正法附則第二條第六項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

二條第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二條中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者が、平成十八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等若しくは戦傷病者等となる者（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三條第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつたことにより、平成八年改正法附則第二條第七項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

10 第三項から前項までの規定により新法第三條第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に支給する同項の特別給付金の額は、新法第四條第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（第三項から前項までに規定する戦傷病者等又は戦傷病者等となる者で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金については、その額の二分の一に相当する額）とする。

一 第三項から第六項までの規定により支給する特別給付金 六十万円
二 第七項及び第八項の規定により支給する特別給付金 九十万円
三 前項の規定により支給する特別給付金 百

万円

（特別給付金の支給の特例）

第三條 新法第二條中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、新法第三條第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者（次に掲げる者を除く。）には、同項の特別給付金を支給する。

一 昭和五十一年改正法附則第六條の規定により昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三條第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者
二 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十三号）附則第四條の規定により平成三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三條第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者
三 平成三年改正法附則第三條の規定により平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三條第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者
四 平成八年改正法附則第三條の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者
五 平成十三年改正法附則第三條の規定により平成十三年特別給付金を受ける権利を取得した者

第四條 次の各号に掲げる戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含む。）であつて、当該各号に掲げる戦傷病者等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの（平成十八年十月一日において日本の国籍を有しているものに限る。）には、新法第三條第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等が、その死亡の日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けていたとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る

法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当していたときに限る。

一 平成十五年三月三十一日以前に死亡した旧法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。） 平成十三年特別給付金を受ける権利を取得した者

二 平成十五年三月三十一日以前に死亡した平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。） 平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者（平成八年改正法附則第二条第二項に規定する者を除く。）

三 平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。） 平成八年改正法附則第二条第三項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者

四 平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した平成三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する

戦傷病者等となる者を含む。） 平成八年改正法附則第二条第四項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者

五 平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した昭和五十九年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等 平成八年改正法附則第二条第五項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者

六 平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した昭和五十一年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。） 平成八年改正法附則第二条第六項又は第七項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者

2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、新法第三条第一項の特別給付金は、支給しない。

一 第二条の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法附則第五十項から第五十六項までに規定する者

二 当該戦傷病者等の死亡前に離婚（離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入っていると認められる場合を含む。）により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者

三 当該戦傷病者等の死亡後平成十八年十月一日前に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に入っていると認められる場合を含む。）をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の

養子となつた者

3 第一項に規定する特別給付金については、新法第四条第一項中「三十万円（戦傷病者等で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、十五万円）」とあるのは「五十万円」と、「十年」とあるのは「五年」とする。